

令和5年第3回鬼北町議会定例会

令和5年9月15日（金曜日）

○議事日程

令和5年9月15日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第57号 鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第58号 宇和島地区広域事務組合格約の変更について
- 日程第8 議案第59号 工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（建築工事））の締結について
- 日程第9 議案第60号 工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第10 議案第61号 工事変更請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について
- 日程第11 議案第62号 令和4年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 令和4年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第65号 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 令和4年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第69号 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

- 日程第 19 議案第 70 号 令和 4 年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第 20 議案第 71 号 令和 4 年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 21 議案第 72 号 令和 5 年度鬼北町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 22 議案第 73 号 令和 5 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 諮問第 1 号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 24 議員の派遣について
- 日程第 25 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 26 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 27 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 28 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 57 号 鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 58 号 宇和島地区広域事務組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 59 号 工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（建築工事））の締結について
- 日程第 9 議案第 60 号 工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（電気設備工事））の締結について
- 日程第 10 議案第 61 号 工事変更請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について
- 日程第 11 議案第 62 号 令和 4 年度鬼北町一般会計決算の認定について
- 日程第 12 議案第 63 号 令和 4 年度鬼北町用品調達特別会計決算の認定について
- 日程第 13 議案第 64 号 令和 4 年度鬼北町国民健康保険特別会計決算の認定について

- 日程第14 議案第65号 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 令和4年度鬼北町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第69号 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第70号 令和4年度鬼北町水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 日程第20 議案第71号 令和4年度鬼北町病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第72号 令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第73号 令和5年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 諮問第1号 鬼北町人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 議員の派遣について
- 日程第25 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第26 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第27 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第28 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------|---------|
| 1番 坂本一仁 | 2番 兵頭稔 |
| 3番 高橋聖子 | 4番 中山定則 |
| 5番 山本博士 | 6番 赤松俊二 |
| 7番 松下純次 | 8番 芝照雄 |

9番 福原良夫
11番 末廣啓

10番 松浦司
12番 程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩明 書 記 伊藤夏美

○説明のため出席した者

町 長 兵頭誠亀	副 町 長 井上建司
企画振興課長 小川秀樹	総務財政課長 水野博光
危機管理課長 芝 達雄	町民生活課長 善家直邦
保健介護課長 那須周造	環境保全課長 森 明
農 林 課 長 奥藤幸利	森林対策室長 東 英範
建設課長 上田 司	水道課長 上田 司
日吉支所長補佐 山本恵美	会計管理者 古谷忠志
教 育 長 行定洋嗣	教 育 課 長 谷口浩司
農業委員会会長 谷口雄記	農業委員会事務局長 奥藤幸利
代表監査委員 田中清志	

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和5年第3回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただき、ありがとうございます。

まずは、予土線の維持存続に向けて、議長さんをはじめ、議員各位によって、この空色のTシャツで議会に臨んでいただきましたこと、行政課題をしっかりと自分のこととして捉えていただき、町民の方々への大きなメッセージを発信していただきました。

私ども行政側も参加スタッフが同じ気持ちで、各自購入し、意を同じくさせていただきました。

議会でポロシャツを着るのは、国体のPRのとき以来でありまして、本当に心強く、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、国においては、第2次岸田内閣が発足いたしました。秋に新たな経済対策という情報もありますが、物価上昇、資材の高騰、少子高齢化など、課題山積みの中山間地域へのよき起爆剤になることを切に望むものであります。

一方、町内におきましては、今年の夏は各種イベントが復活し、各地区の盆踊りや花火についても、久しぶりに実施をしていただきました。9月からは、奈良川いもたきも4年ぶりに開催しております。これまでの予約は少々少なかったのでありますけれども、明後日16日は80数名、22日は100数名、30日は40名と、コロナ禍前ほどではないにしろ、賑わいを取り戻しつつあります。議員各位も再度の御利用をお願い申し上げます。

また、でちこんかについても、4年ぶりに開催することを決定したところでありますが、ここ最近、入ってきた職員の中には、でちこんかを経験したことがなく、準備の要領も分からない職員が出てまいっております。先輩職員のサポートや配慮により、準備を万全に期してスムーズに実施できるよう指示を出したところでございます。

さらに、来月末開催予定の愛顔のえひめ、ねんりんピック2023について、鬼北町ペタンク競技の主会場としての準備を進めております。御理解、御協力をお願い申し上げます。

また、経済活動に目を向けますと、エネルギー高騰や原材料価格などの物価高は依然続いております。それらの影響を緩和するための商品券関係の予算を盛り込んだ一般会計補正予算を今回提案したところでございます。

本日の定例会には、条例の改正1件、事務組合格約の変更1件、工事請負契約の締結2件、工事変更請負契約の締結1件、令和4年度決算認定案件として、一般会計、特別会計及び企業会計合わせて10件、令和5年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件、諮問案件1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げまして、令和5年第3回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、10番、松浦司議員、11番、末廣啓議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの7日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの7日間と決定をしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、監査委員から、企画振興課、農業委員会、農林課、建設課、町民生活課、保健介護課及び水道課の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和5年5月分、6月分及び7月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年度鬼北町財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率についての監査委員審査意見書写しの提出がありましたので、お手元に配付しております。

次に、一般社団法人鬼北町農業公社から経営状況を説明する資料として、令和4年度事業及び決算並びに令和5年度事業計画及び予算に関する報告書が提出されましたので配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき報告をします。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

次に、8月4日、愛媛県町村議会議長会主催による第1回町議会議員研修会に議員を派遣したので、総務産業建設常任委員会委員長から報告を受けます。

○総務産業常任委員会委員長（芝 照雄君）

改めて、皆さん、おはようございます。

それでは、先ほど議長のほうから報告ありました、議員派遣報告について報告をさせていただきます。

愛媛県町村議会議長会主催による令和5年度第1回町議会議員研修会への議員派遣について報告します。

令和5年8月4日、松山市のANAクラウンプラザホテル松山において、鬼北町議会議員10名及び議会事務局職員2名が参加し、愛媛県市町DX推進統括責任者、菅原直敏氏の「自治体DX入門から議会のDXについて」、また、大正大学社会共生学部公共政策学科教授、江藤俊昭氏の「議員報酬、政務活動費の充実に向けた論点と手続について」、お二人からの講義を受けました。

菅原氏の講義では、デジタルトランスフォーメーション、略してDXとは、住民サ

ービスの向上を主な目的として、デジタル技術において新しい価値を生み出したり、仕組みを解体することであり、デジタル技術は手段であって目的ではないとの説明を受けました。また、デジタル技術の活用で、重要なのは技術の理解ではなく、技術の使いやすさ、全ての人が同じ技術を使えることと言われました。

今や地方においても、インターネット利用機器であるスマートフォンは、デジタル技術として一般化してきています。また、令和4年7月1日現在、愛媛県町議会においても、議会運営に係るタブレット等の情報端末の導入は、9町中、4町が導入されており、デジタル技術活用のスピードは年々早くなっています。

今後は、議員自体の改革を含め、住民サービスの向上につなげるようなDXが実践できるような取組を行っていきたいと思います。

江藤教授の講義では、議員報酬、定数を考える場合の留意点や論点について説明がありました。

議員報酬、定数を議論する際には、新しい議会運営につなげる議会力アップの視点が不可欠であり、住民自治の中で議論しなければならない。さらに、住民自治をどのようにつくり出し、充実させるかという議会改革を議論しなければならない。

また、住民自治を推進する立場から、住民とともに、議員報酬、定数を議論するのは、多くの人が将来、立候補し、議員活動がしやすい条件を考え、新しい議会をつくり出すために必要であると講義されました。

以上で、令和5年第1回町議会議員研修会の議員派遣報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めているものを報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告。お手元の町長行政報告は、6月議会定例会以降の行動状況を提示しております。

8月31日から9月2日まで、愛媛県町村会による町長海外地方行政調査として、

韓国ソウルに出張いたしました。御案内のとおり、中村知事の強いリーダーシップの下、県市町を挙げて、愛媛県へのインバウンド、愛媛県からのアウトバウンドに取り組んでおり、コロナの影響で近年、相互交流が停滞していましたが、マスコミにも取り上げられましたとおり、LCCチェジュ航空による松山ソウル便が10月から、週5便から週7便に増便される予定となっております。

このような中で、現地関係機関等へ本県各町の魅力をPRすること。また、韓国からの旅行者が魅力的と感じる日本の文化の創出と地方自治体役割について研修してまいりました。

主な視察先は3か所、韓国観光公社、通称ハイカグラウンド、そして、一般財団法人自治体国際化協会、通称クレアのソウル事務所、そして日本観光局ソウル事務所でありました。

ハイカグラウンドでは、K-POP、韓流映画などの世界各国に情報発信している状況、それを国策としても国民の支持を得ながら事業を推進している現状を見ることができました。そのアミューズメント施設は、ソウルの観光名所となりつつあり、外国人の来場者が増加しているとのことでありました。

また、自治体国際化協会、クレアソウル事務所では、日本全国各地の風景やイベント、人間模様などを韓国内に動画配信したり、日韓交流のお祭りをソウルで企画したりしておりました。最近では、大洲市の町並み保存に端を発した観光コンテンツについて韓国旅行者が興味を示していることや、松山市や近辺のゴルフ場を利用するための愛媛県への観光客が増加していることが報告されました。

先日、知事とお会いした席においても、9町のインバウンドに向けた諸政策について強く進めていくよう意見を述べられたところでもあります。

我が町においても、他市町にない独自の文化、歴史あるいは新たな観光コンテンツの発掘など、関係人口の増幅に努力しなければならない必要性を実感したところでもあります。

9月4日、県知事室に出向き、ふるさと納税推進に伴う県と9町との連携施策の展開について、9名の町長で要望してまいりました。

県内の11の市と比較して、企業や特産品の量が少ない9町のふるさと納税について、愛媛県の情報発信力を活用し、新たな財源の確保、増加に協力してほしい旨、要請し、知事からは、県内9町の状況を把握し、できる限りの協力をしたい。また、早急に具体案を取りまとめたいと、御発言いただいたところでもあります。

日付は前後しますが、最後に8月29日、道路整備要望等につき、日帰りで上京い

たしました。もともと20市町の全員の首長をそろって要望活動をする予定でしたが、8月上旬の台風6号の影響で9月に延期されたため、参加首長は、大洲市、西予市、上島町、鬼北町の4市町でありました。

内容は、愛媛県市町道路整備促進期成同盟会要望、四国縦貫横断自動車道建設促進協議会要望、松山自動車道大洲道路4車線化整備促進期成会要望という全体要望はもちろんですが、特に参加した4市町に関わる件についても時間を取っていただき、国道378号、八幡浜・大洲間の整備促進要望、国道441号、大洲・鬼北間の整備促進要望、そして地域の実情に応じた治水対策に関する要望についても説明の時間をいただき、中山間の困難な道路事情、河床掘削の必要性を訴え、要望してまいりました。

要望先は、国土交通省、吉岡技監及び道路局長、並びに水管理・国土保全局長、さらに財務省、茶谷事務次官、そして、愛媛県選出国會議員事務所6か所であります。

要望については、総務省政務官、長谷川淳二氏、山本順三参議院議員、塩崎彰久衆議院議員にも同行していただき、日帰りではありましたが、力強い要望活動になったと感じております。

その他、事業、会議につきまして、省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、赤松俊二議員、中山定則議員、山本博士議員、高橋聖子議員、兵頭稔議員、以上の6名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、11番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

末廣議員は、質問席へ移動してください。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

議席番号11番、末廣啓でございます。

先の通告書のとおり、一問一答方式で2件、質問いたします。よろしく申し上げます。

質問1、地域おこし協力隊の活動について。

2009年に総務省によって制度化された地域おこし協力隊ですが、過疎・高齢

化・人口減少等の進行が著しい我が鬼北町にとっては、大変有効な町おこし、または活性化の手段と考えています。そこで、協力隊員の活動状況、定住状況等、下記について問う。

(1) 鬼北町では、いつからこの制度を活用し、これまでに何名の協力隊員を受け入れてきたのか問う。

(2) 受け入れた協力隊員の任期満了後の定住・定着状況はどうか問います。

(3) 定住された隊員の就業内容を具体的に問う。

(4) 活動報告等の必要はあると思うが、実施されているのかを問う。

(5) 地域おこし協力隊の募集はどのような方法で行っているのかを問う。

(6) 町内における農業（稲作農業）、林業における従事者は減少傾向にあるが、募集しているのか、また募集内容について問う。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第1番目の地域おこし協力隊の活動についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町では、いつから制度を活用し、これまでに何名の協力隊員を受け入れてきたのか問うとの御質問であります。地域おこし協力隊制度につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的に創設された制度であります。

鬼北町におきましては、2013年度、平成25年度から協力隊員の募集を開始し、これまでに延べ15名の協力隊員を受け入れてきたところであります。

次に、2点目の受け入れた協力隊員の任期満了後の定住・定着状況はどうか問うとの御質問であります。これまでに受け入れた15名の協力隊員のうち、現職の協力隊員が9名、健康上の理由のほか、自己都合により任期途中で退職された協力隊員が3名、任期満了により退任された協力隊員が3名、計6名が協力隊を退任しており、うち途中退任者1名と任期満了による退任者3名の計4名が町内に定住をされています。

次に、3点目の定住された隊員の就業内容を具体的に問うとの御質問であります。退任後に町内に定住されている4名の就業状況につきまして、果樹栽培や農作物の生

産、キジの飼育など、兼業、または専業で農業関係の仕事に携わっている方が3名、町職員として、ワーケーション施設の運営管理を担うとともに、移住コーディネーターとして移住者相談業務に従事している方が1名となっています。

次に、4点目の活動報告等の必要はあると思うが、実施されているのか問うとの御質問ですが、各隊員の活動状況につきましては、鬼北町地域おこし協力隊設置要綱において、毎月報告書により報告することと規定しているところでありまして、各隊員の所属する担当課において、内容等の確認を行っているほか、任期満了による退任の際には、任期中における活動内容について報告会を開催いたしております。

また、各隊員の日々の活動状況や企画、参加イベントをフェイスブックで発信・報告するなど、町内外に向けた広報活動にも努めているところでもあります。

次に、5点目の地域おこし協力隊の募集は、どのような方法で行っているのか問うとの御質問ですが、協力隊員の募集につきましては、移住を希望する方や興味がある方を対象に、移住相談の場として、東京や大阪で開催される移住フェアを中心に募集を行っているところであり、移住フェアにおいて募集する任務内容を説明するとともに、受入れ支援策となる担当課も可能な限り移住フェアに赴き、協力隊希望者の希望内容を対面で確認するなど、予定する任務内容との乖離や着任後のトラブル等の生じないよう対応することといたしております。

また、その一方で、各担当課が受入れを希望する任務内容や条件等の詳細が固まり次第、求人募集サイトや移住サイトによる募集掲載も行っております。

次に、6点目の農業、林業における従事者は減少傾向にあるが、募集しているのか、また、募集内容について問うとの御質問ですが、5点目で御説明した移住フェアにおいて、農林業の支援活動を任務とする協力隊についても募集を行っております。また、個別の問い合わせによる募集相談にも応じているところでもあります。具体的な支援活動や任務内容につきましては、協力隊希望者が希望する活動内容をヒアリングの上、支援先となる担当課において、受入れ判断や任務調整等を図ることとしております。

また、今年度につきましては、町内林業事業体の支援協力により、森林整備等の林業技術の取得を図り、任期満了後は自伐型林業、または林業事業体への就業など、林業の担い手確保を目的とした協力隊についても、移住フェアにおいて募集説明を行ったところでもあります。

今後におきましても、引き続き、地域外の人材の誘致に向けて協力隊員の募集活動に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

ます。

以上で、末廣啓議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは質問1、（2）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

定住・定着状況についてなんですが、平成25年から募集を始めて15名の方、現在までおられると、今説明があったんですけども、その中で、途中で体調不良も含めて3名の方々が任務を遂行できなかったというところもお話を聞きました。現在は4名の方が、果樹、農作物とか3名、移住コーディネーター1名というようなことで、定住率が少ないのじゃないかなと思っています。地域おこし協力隊の大きな目的は、定住・定着を目的とする部分も大きくあろうかなと思いますけども、そこら辺の定着率についての考え方はどうなんでしょうか、再度お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

15名のうち、現職が9名ということですので、残り6名のうち、4名が定住してもらっておると。66%ということですので、私は、決して定住率が低いとは思っておりません。実際に退任された方は、本当に心の病ではなしに、本当に内臓が少し長期の入院といいますか、療養が必要な方がいらっしゃいまして、その方が残念にも昨年退任された。それと、その方と同じような意思を持った方がもう1名辞められたということがありまして、そこは本当に残念なんですけども、その方々も体さえよかったらおりたかったんですよというところは言っていたいておって、今もどこにいらっしゃるか私らも存じておりますし、一部フェイスブックでも、私個人的にも交流をさせていただいております。

これから先も、今は北宇和高校のスタッフといいますか、魅力化のスタッフが多いわけでありまして、その中で、鬼北の魅力というものを十分に感じてもらっているんじゃないかなということでありまして、議員さん方もそこらは御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○11番（末廣 啓君）

もう一つお伺いしておきたいと思いますが、給与とか活動費が支給されるところ

んですけども。この鬼北町でのこの給与とか活動費は、各自治体で決められるものだろうと思っておりますが、鬼北町のその部分は全国平均と比較してどうなのかをお聞きしたいと思っております。分かれば教えてください

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

協力隊さんの給与等の条件につきましては、去年の状況をまずはそれぞれで意見交換をしながらですね、ある程度差異のないように調整をさせていただいているところでございます。

ただ、内容につきましては、専門性を有する協力隊さんもいらっしゃる部分がありまして、一律同じ給与額ということではございませんが、昨年度、募集をさせていただいた場合においては、月額18万、19万ぐらいの金額において募集をさせていただいた方もいらっしゃるれば、専門的な知識・経験が必要ということで募集させていただきました協力隊につきましては、20万前後の月額報酬で募集をさせていただいたところであります。

県内にあまり差が開かないような形で、意見を聞きながら調整をさせていただいているところであります。そこについては調整を図りながら、今後も条件等は整えていきたいと考えているところでございます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

ありがとうございます。

○議長（程内 覺君）

それでは、次に質問1、（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ございません。

○議長（程内 覺君）

それでは、末廣議員、質問1、（4）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

活動報告等については、毎月報告書を提出されておるといような答弁でございました。報告会も一般住民の方を対象とした報告会とか、そういうものも年に1回ぐらいは開いていただいて、どういう活動をされておるのかというのを町民の皆さんにも

発信していただきたいなと思いますが、そこら辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

協力隊さんの活動を町内外にということで、SNSを使った広報活動はさせていただいているところではございますが、今ほど御指摘がありました、町民の皆さんへという部分については、確かにそのとおりと考えるところではございますので、今後そういった場による説明会等も検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（5）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

募集の方法とかについては、東京、大阪のほうで移住相談フェアとか、促進フェアをされておるということを今お聞きしましたが、先日テレビを見ておりましたら、地域住民とのトラブルについて報道されておりました。

今ほど町長の答弁を聞いておりますと、トラブルについてもないし、トラブルの起きたときの体制も整えておるということだったんですけども、鬼北町では、今までにトラブルは、大なり小なりなかったのかどうかをお聞きします。先日のテレビでは、トラブルを経験したという移住者、協力隊が27%あったそうなんですけども、鬼北ではそういうトラブルはなかったのか。

募集して契約のときに、ミッションとか、条件のすり合わせは綿密に十分に行われておるのか、そこら辺、今一度確認したいと思います。答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

明確なお答えになるか分かりませんが、私が町長になった後にですね、協力隊を募集してなってくれた今の現職の方については、自分の事業といたしますか、プログラムを全うするために、自分だけじゃなしに町民の方々も含めて、いろいろと教えて

もらえという話はしていますので、もちろんそこで必要以上にいろんな質問があったり、自分の意見を言い過ぎて衝突があることはあると思うんですけども、この間、私もテレビでは見ましたけども、両方が自分の意見をすり合わせるのに、やはり強調するといいますか、中でやっぱり自分の思いというものを必要以上に出したときの状況とかいうものは、どの協力隊の思いが強ければ強いほど、それを受け入れる側ですね、心の大きさ、または我慢できない部分、そこら辺りが出てくるんじゃないかな。それは協力隊に限らず、移住者も同じだと思うんですよ。

だから、私は思うのは、やっぱり協力隊として来てくれた子には、やっぱり町民の方々の意見というものは、しっかりと感じ取ってほしい。その中で、新たなみんなに少しでも多くの方に認めてもらえるような事業を推進してもらいたいというような気持ちでは当たるとるつもりです。

ただ、これまでの16人の方の中で、初期の方については、やはり様々な御苦労、また住民側のほうの葛藤もあったんじゃないかなということも私も考えます。

こういうことがあったということは、私も存じておりませんが、多分あったんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○11番（末廣 啓君）

了解。

○議長（程内 覺君）

それでは、末廣議員、質問1の（6）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

鬼北町では、稲作農業とか、林業とか、またはキジ農家、鬼北町の特産として売り出しておりますキジについての農家が、大変、今減少傾向にあると思うんですけども、これに特化した募集をしてはどうかと思いますが、そこら辺の考えはいかがでしょう。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

キジの関係ですが、現在現職の協力隊が今2年目ですが、キジを前向きに取り組ん

でおりまして、現在キジの飼育を600羽程度、試験飼育をしております。退任後は、キジ農家として、また、その他の農業の品目も今検討しておる段階です。

また、水稻の関係なんですけれども、今稲作に限ったミッション、任務で募集はしておりませんが、確かに高齢化とか、人口減少の問題で、優良な農地がこれから荒廃していくおそれがありますので、水稻分野につきましては、地域おこし協力隊を入れられないかという検討を今しておるような段階でございます。

協力隊の3年間の任期中に、農業に必要な知識、また農業機械等の免許を取得させて、その後、他の農業法人とか、独立自営就農を目指して定住・定着していただくような協力隊ができないかというような検討は農林課のほうではしております。

しかし、水稻につきましては、ある一定程度の機械、また施設が必要になりますので、それを活動の拠点をどこにするかという問題点はございますが、水稻の関係の協力隊につきましては、前向きに検討しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上で回答を終わります。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

今ほど答弁いただきました前向きに検討中ということで、大変心強く感じておりますが、ぜひ今、水稻農家をされている方、高齢になっておられます、私の周りでも。ぜひ早急に検討していただいて、後継者といますか、田んぼを遊ばさないような状況で考えていただきたいと思っております。これは林業についても、キジ農家についても、同じですので、どうぞ御検討いただきたいと思っております。

それと、協力隊員の定住・定着が魅力的な大切な大事な目的ではございますが、今、来られておる北辰寮のハウスマスターとか、公営塾、お鬼楽塾の講師の先生方、来ていただいております。先ほど給与関係を聞いたら、18万から20万前後ということだったんですけども、この方々が3年過ぎたときに、なりわいとして捉えていただけて、ずっと講師を続けていただけるのか。ハウスマスターとしてずっと見ていただけるのか。その給与でやっていけるのかどうか、そこら辺も非常に不安に感じておりますが、まだ3年たってないので分かりませんが、そこら辺の状況は町長どのように考えておられるのかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

北宇和高校の魅力化促進に関する今の6名の協力隊の方々については、まずは、出

始めというところで、行政側のほうも事業を推進する上でのなかなか不透明なところがあって、その分を何とか少しでも見えるようにしなければならないということで、まずは、人の確保というところで、よりいい人材をとということで人選をしたつもりでございます。

ただ、今言われますように、それが継続的に、公営塾に関しても、それからハウスマスターについても、持続的な事業として展開しなければならないということでもありますので、これからの課題になってこようかなということは私も認識しております。

ただ、この間、テレビも拝見しましたけども、協力隊がですね。地域のあれは、五つ鹿ですかね。すばらしいといたしますか。議員さんとか、また地域の住民の方々と一緒に、地域の中で何が難しいところなのか、また悩んでいらっしゃるのか、また楽しさといいますか、奥深さといいますか、そういうものも学んでもらえれば、なお3年間のうちに鬼北を愛してもらえるような心が育つんじゃないかな。本当にありがたいと思っておりますし、そこらも含めて給与体系についても、もう少し考えなきゃならんというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（程内 覺君）

以上で質問1については終了します。

続いて、末廣議員、質問2についての質問を行ってください。

○11番（末廣 啓君）

質問2、自然災害への備えについてお聞きします。

ここ数年、毎年のように発生する自然災害。この夏も秋田県や九州北部、全国至るところで豪雨等が発生し、甚大な被害が新聞・メディア等で報道されたところでございます。

鬼北町においても、平成30年に西日本豪雨で多大な被害をこうむったことは、記憶に新しいところで、今後もふだんでは考えられないような事態が起り得る可能性があります。

そこで、下記のことを問います。

(1) 西日本豪雨以来、鬼北町として災害に備える対策としてどのような対応を取

っているのかを問う。

(2) 町内の指定避難場所は何か所設置してあり、備蓄品等の対応はどうなっているのかを問う。

(3) 各避難所では、何日間対応できる食料や物品の備蓄があるのかを問う。

(4) 断水の場合は、水の供給をしていただいて、ある程度賄えてきましたが、停電が発生した場合に、避難所での対応が困難になるかと思いますが、どのような対策をしているのかを問う。

以上4点、お聞きします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の第2番目の自然災害への備えについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の西日本豪雨以来、鬼北町として災害に備える対策としてどのような対応を取っているのかを問うとの御質問であります。平成30年7月豪雨災害では、町内各地で多くの災害が発生し、甚大な被害がもたらされたことは記憶に新しいことと存じますが、この災害の経験を基に、その対応状況や課題を精査し、災害への対応について検討を行ってきたところでございます。

まず、令和2年度に、新たに危機管理棟を新築し、平成3年4月1日から総務課危機管理室を危機管理課に格上げするとともに、災害時の迅速な対応に向けた体制強化を図るため、3年に一度実施していた町の防災訓練を、令和3年度から公民館単位による持ち回りで、南海トラフ地震を想定した防災訓練を毎年実施するように見直しを行い、実施いたしております。

なお、令和5年度におきましては、愛治地区・好藤地区で、それぞれ避難所運営に特化した防災訓練を実施するとともに、鬼北町自主防災組織等連絡協議会及び鬼北町防災士連絡協議会、並びに鬼北町学校関係者を対象としたHUG訓練、避難所運営ゲームですけれども、これを実施することといたしております。

また、第2回議会定例会の際にも答弁いたしましたように、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完する「公助」を行うことを基本とし、今後におきましても、住民、自主防災組織等連絡協議会、そして防災士連絡協議会、事業者等と相互に連携を図りながら、鬼北町防災訓練の実施や防災・減災対策に取り組

んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の町内の避難場所は何か所設置してあり、備蓄品等の対応はどうなっているか問うとの御質問であります。町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難所を26か所、その26か所のうち、13か所は、指定避難所を兼ねております。この緊急避難所を26か所、そして避難者が避難生活を送るための指定避難所を26か所指定しております。

備蓄品につきましては、まず、食料についてですが、令和5年度当初において、米やスナック菓子等、約5,500食の非常食を備えております。飲料水については、2リットルのペットボトルが792本、500ミリリットルのペットボトルが1,368本、合計で2,268リットルの飲料水を備えており、1日1人当たり3リットルの水を想定した場合、約750人分の備蓄がございます。また、物品については、毛布が約630枚、段ボールベッドが200台、その他、衛生用品やブルーシートなどを備蓄いたしております。

町といたしましては、十分な備蓄内容とは言えない状況とも把握できますので、今後も計画的に必要な備蓄食料、備蓄資材を整備してまいりたいと考えておりますが、その一方で、町民の皆様にも、平時のうちから、食料や生活必需品等の確保に取り組んでいただく必要があると考えております。今後も家庭備蓄の必要性を認識していただけるように、広報・啓発活動を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、3点目の各避難所では、何日間対応できる食料や物品の備蓄があるのか問うとの御質問であります。避難所を開設する際に、第1段階として、各地区公民館と鬼北総合公園体育館の7か所を開設することとしており、それぞれの施設に食料約220食と水60リットル、10人であれば食料7日分、水2日分相当を備蓄するとともに、毛布・段ボールベッド・間仕切り等につきましても、10人分程度備蓄しております。なお、それぞれの避難所において、食料・水・備蓄品が不足する場合は、防災センターから運搬し対応することといたしております。

次に、4点目の停電が発生した場合、避難所での対応が困難になると思うが、どのような対策をしているのかを問うとの御質問にお答えをいたします。

停電が発生した際には、応急的・限定的な対応として、町内の指定避難所に配備し

ている小型発電機により、必要最低限の電源を確保することとしておりますが、現状では、避難所の運営が行えるほどの電力を町独自で賄うことは不可能であると考えているところであります。現時点では、停電が発生した際に、停電の地域が限定される場合は、停電のない町内への別の地域の避難所への避難者の移送を想定するとともに、町内全域で停電が発生し、長期間にわたって復旧できないと判断される場合には、応援協定を締結している市町へ協力を要請し、避難することを想定いたしております。

今後の対応といたしましては、鬼北町におきましては、2050年脱炭素社会の実現を目指す中で、町の温室効果ガスの排出抑制や災害時におけるエネルギーの安定供給として、再生エネルギーの普及に取り組むことといたしておりますが、令和5年度からは、指定避難所を中心として、公共施設への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池の設備の設置を進めることといたしております。

御理解いただきますようお願い申し上げます。末廣啓議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、末廣議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

今ほど答弁をいただきました備蓄品等については、食料とか、米とか、水とか、備蓄していただいておりますように思いますが、果たして、その数で足りるのかどうかは分かりませんが、衛生用品について備蓄されているのかどうかをお聞きしたいと思います。タオルやマスク、消毒液などの感染症対策のための備蓄品も必要かと思っております。それは備蓄されておるのかどうかお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの衛生用品ですが、こちらについては、ちょっとどれぐらい備蓄があるのか把握しておりませんので、後ほど回答させていただいたと思います。

以上です。

○11番（末廣 啓君）

町として備蓄されとるんじゃないかと、各避難所に備蓄されているかどうかも含めてお聞きしたんですけども。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

各避難所においては、防災倉庫を設置し、そこに食料品とかを保管しておるわけですが、主に先ほど町長の答弁にありました小型発電機とか、備品類、それから食料品が主に保管されておりますので、今質問のあった件については、保管がなかったというふうに存じております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

（3）については、末廣議員、了承ですか。

○11番（末廣 啓君）

ぜひ、各避難所にもそういう衛生用品、できれば備蓄を考えていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

続いて、質問2の（4）について再質問はありますか。

○11番（末廣 啓君）

先ほどの答弁で、停電が発生した場合の対応について、町長から答弁をいただきました。最終的に太陽光とか、蓄電池とか、そこら辺も最終的には考えておるといようなことでしたが、なるべく早く検討していただくことが必要じゃなからうかなと思

います。壊滅的な打撃を受けたときに、他町への協力とかも考えておられるようですが、鬼北町だけじゃなしに、近隣町村も打撃を受けるわけで、一緒に受けるわけで、ほかの市町への協力が可能かどうか分かりません。ぜひ、太陽光とかを早急に設置したほうが心強く思いますが、最後にそこら辺、町長、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員各位にもこれまでに数回御案内いたしました、脱炭素社会の実現に向けた環境省の補助事業における民間とのセットアップした事業というものの重点化事業というものの総事業費6億の部分を、採択は、愛媛県で新居浜市と鬼北町が受けておりまして、それを実現する形として5年度、6年度に実施するようにいたしております。公共施設の部分について、先ほど申し上げましたように、避難所を中心として、そこを先にやるということをしております。

実は、一昨日もですね、東京のほうで環境省の対策課長がいらっしゃる席で勉強会がありまして、それに私参加しておりまして、そこで15分間、鬼北町に時間をいただいて、そこで発表させていただきました。

脱炭素社会の実現として、その事業は70億の事業を計画するということで、今ほどおっしゃいました、町内全体としての考えというものですけれども、少し時間をいただきますと、やはり7月豪雨災害のときに、鬼北町内でも1名の犠牲者がいらっしゃったことはご案内のとおりでありまして、そのときに自衛隊に要請をしたけれども、やっぱり土砂崩れのような搜索範囲が絞られとって、いつ犠牲になるか分からない状況の中の緊急性が高いところを搜索するんじゃと。20名、30名の犠牲の方が出てしまいましたけれども、鬼北町でも1名搜索をしてほしいと言いましたけれども、川に流れた可能性が高いということで、搜索範囲が広くて、なかなか発見が難しいということで、自衛隊のほうでは参加してもらえませんでした。それは自衛隊の判断としては、致し方ないというようなことを私も思うんですけども、そのときは、おばあちゃんを助けたい一心で、やっぱり悔しい思いをしたといいますか、自分の力のなさを痛感したわけでありまして、それを考えたときに、やっぱりそういう今後来るであろう南海地震のときには、電源も含めて、やっぱり自分の町の安全というのは自分たちで守らないかんということを見ると、電源がストップするということを考えれば、このようなことは絶対に必要だと。それを町内になるべく多く広くしてですね。自家発電するような町にしていくべきじゃないかなと。

脱炭素社会の実現というのは、田舎町ではまだまだ進んでおりませんが、必ずこの時代が来るだろうなど。業者のほうも、業者さんというか、民間のほうもやはり

ゼロカーボンの事業として世界に特化した企業としてのプライドをかけた、今から戦いというのが始まっていくんだらうなと思うわけであります。

それを考えると、一緒になって、カーボンニュートラルの事業というものを進めていくべきだなと。その中の1つとして、これは必要なんだというふうな位置づけにしておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

先ほど採択を受けました重点化事業については、5年度、6年度と申し上げましたけども、5年から10年の6年間ということでございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

これで末廣啓議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時15分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、赤松俊二議員の一般質問を一問一答方式で行います。

赤松議員は質問席へ移動してください。

赤松議員、質問1についての質問を行ってください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

○6番（赤松俊二君）

失礼します。議席番号6番、赤松俊二です。

先に通告のとおり、一般質問を行います。

まず、はじめに、質問1、今後の災害対応・災害対策について伺います。

去る6月30日から1日朝にかけて降った大雨の影響で町道日向谷中ノ川1号線で土砂崩れが発生をし、集落に続く町道をふさぎ、車両の通行ができない状態になって

おります。迂回路の確保、そしてまた徒歩での通行は可能ではありますが、今後の災害対応についてお伺いいたします。

(1) 通行止めによるこの地域で生活をしている住民に大きく負担をかけているが、火災、急病等の非常時の対応はすぐにできるようになったのかを伺います。

(2) 中ノ川1号線の改修計画、復旧の見通しについてを伺います。

(3) 孤立が予想される地域の大雨や土砂災害等の災害に備える対策について、地域の事前把握や迂回路の計画についてを伺います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第1番目の今後の災害対応・災害対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の通行止めによりこの地域で生活している住民に大きく負担をかけているが、火災、急病等の非常時の対応はすぐにできるようになったのかを伺うとの御質問であります。7月1日の大雨により、町道中ノ川1号線が土砂崩れのために通行止めとなり、3戸、9名の方が孤立状態になりました。発災直後より、関係各課や関係機関と早期復旧及び生活環境の改善に向けた協議を行ってきましたが、中でも、火災や救急等の緊急時の対応については、鬼北消防署や消防団、さらには、診療所医師とも十分な協議を重ねております。

発災直後は、車両通行が不能であった迂回路の林道中ノ川線も7月7日からは通行可能となり、孤立状態は解消されましたが、その林道中ノ川線は、全線が未舗装であり距離も長いため、通行に片道30分程度の時間を要することから、極めて不便な状況でありました。

その改善に向けて、土砂崩落箇所を迂回する仮設道路の整備に着手し、8月22日に、仮設道の通行が可能となっております。現時点では、まだ完全復旧には至っておらず、関係者の方々には、大変御不便をおかけいたしております。災害発生時に近い状況まで生活環境が改善、近づいてはいるものと考えております。

次に、2点目の中ノ川1号線の改修計画、復旧の見通しについて伺うとの御質問ですが、今後の復旧については、愛媛県が事業実施主体となる災害関連緊急治山事業により復旧を予定しており、現在、林野庁に計画書を提出し、審査を受けている状況にあります。

復旧の見通しですが、事業に係る予算については、愛媛県の9月補正予算に計上予定されており、県の予算が可決されれば、10月以降に詳細測量に着手され、工事入札手続を経て、年内に工事が発注され、工事完了は令和6年10月末頃の予定であると伺っております。

工事が完了し、町道が完全通行可能となるまで、地元関係者の皆様には大変御不便をおかけいたしますが、御理解いただきますようお願いをいたします。

次に、3点目の孤立が予想される地域の大雨や土砂災害等の災害に備える対策について、地域の事前把握や迂回路等の計画について問うとの御質問ですが、令和4年10月に改訂を行いました鬼北町地域防災計画では、孤立地区対策として、臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備することといたしております。

しかしながら、鬼北町は、山間部に集落が点在しているところが多く、土砂崩れや道路の崩壊等により、町内至るところで孤立する地域が発生する可能性がないとは言えず、現時点では孤立する地域を特定・把握することは困難でありますので、災害時の対応策として、孤立集落との情報伝達手段確保のため、衛星電話の確保、携帯電話に代わる通信網の導入に向けた協議・検討を進めているところであります。

以上で、赤松俊二議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

それでは、再質問をさせていただきますが、仮設、今道路の整備については、今ほど説明があったように、住民側の状況を踏まえて、しっかりと対応していただいたらと私自身思っております。

しかしながら、この約50日間、長いか短いかは別にしてですね。住民側からすれば、非常に長く私は感じられたと思っております。

仮設道の整備については、今ほど、防災上、重要な経路を構成する道路でもありますので、時間と手間と労力をかけていただいて、計画どおりに行かないということについては、私も理解できますが、併せてですね、ちょっと話はずれるかもしれませんが、住民側からの立場を考えて、少しでも負担をかけずに生活を送るためにとの思いである、そういった思いでですね。歩道の整備ができなかったのか、できていればですね。できていれば、仮設道が計画どおり遅れてもあるし、一部住民からの不満は出なかったのではないかなと私は思っておりますが、その辺の対応はできなかつ

たのか、その点についてお伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの赤松議員の御質問でございますが、議員おっしゃられるとおり、住民の皆様には、多大なる御負担をかけたものと思っております。

ただ、私ども、早く、当初8月15日に、仮設道目標に頑張りますということで作業しておりましたが、諸事情、雨も降りましたし、いろいろな関係で、8月22日に仮設道は完成となりましたが、議員がおっしゃられるとおり、車両は通行する前に歩道の整備も重ねて計画をして、少しでも住民の方に寄り添った対応ができればなど、今になっては考えておりますが、当初の目標といたしましては、少しでも車両を通すという目標がありましたので、その辺は、今後こういう災害が起きた場合に、現地をしっかりと精査して対応をしていくべきだと反省をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

今ほど答弁をいただきましたが、住民側からすれば仮設道についてのことを早く、先ほど申しましたように、1日でも早くというような思いで、町側も一生懸命やっていただいたということに対してはやっぱり感謝をしている、そういった思いはあると思いますし、私自身も何回か現場を運んで見てみましたが、そこの中で働いている作業員の方々も、暑い中、大変であったろうと私は思っております。

今後、できるできないはあろうかと思いますが、住民側に立って、寄り添った気持ちで、今後も対応していただきますことを心がけていただきたいと思います。

それと、今後の仮設道ついてですが、先ほど防災上、重要な経路を構成する道路であるということではありますが、その後の整備はしっかりと対応していただきたい。今回の仮設道については、盛土で造った人工的な仮設道でありますので、今後、凹凸ができたり、そしてまた、通行の支障を妨げる、そういった状況は考えられると思いますし、そしてまた、中ノ川線、あっこら辺の地域は、雪がそういった豪雪地帯、鬼北町、そこまではないとしても、かなり冬場は雪の多い地域であります。そういったところの除雪対策、そういったこともしっかりと対応していただきたいと思います。今ほどの対応について再度お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

今後の仮設道の対応につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、防災上の完成が、令和6年10月末の予定となっております。あと1年以上の御使用をしていただくわけですが、その間、今議員おっしゃられたように、盛土等で仮設しております道路でございますので、雨風雪等で通行に支障ができる場合もございますが、その辺は、現状に応じて通行に支障がないように対応をしていく所存でございます。

また、雪道の除雪につきましては、今現在の中ノ川1号線につきましても、通行がなかなか困難な場合につきましては、建設課のほうで除雪の作業をしております。ただ今回、仮設道につきましては、勾配がきつい関係もありまして、作業員のほうと事前にどういうふうな方法で除雪をするかというのを積雪時期の前に協議いたしまして、対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

はい、了承です。

○議長（程内 覺君）

1については、よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

はい、了解。

○議長（程内 覺君）

それでは、赤松議員、質問1の（2）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

今ほどの説明で、ぱっとメモ書きやったんで正確なことは分かりませんが、最終的には、令和6年10月末完成の予定であるというような答弁やったと思うんですけども、私としては、1日でも早く、工事が完了することを願いますし、理事者側もそういった現状のことを踏まえて、県のほうにもいろいろと働きかけていただきたいと思いますが、その辺いかがですか、お伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

県当局のほうにもですね、災害があった後、新聞報道もありましたので、皆さんよく御存じでいらっしゃると思います、1か月前に土木部長にもお会いしましたが、日吉の部分については、しっかりと対応してほしいという話をしたんですけども、担当がですね、農林水産部のほうに変わりましたので、再度もう一回伺わなければならないというふうには思っておりますけども、心配していただいておりますが、その分については、再度私のほうも力強く何回も要望してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、赤松議員、質問1の（3）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

（3）の再質問ですが、今回災害を迂回路として中ノ川林道が使われたわけですが、時間はかかるにしても、私も走ってはみましたが、やっぱり往復30分ぐらいかかるのかなというような、かかるそういった林道なんですけども、時間はかかるにしても利用できる、災害発生の大分前から、そういった面については、復旧整備を行われておられたと、私も走ってみて感じたところでございますが、どうしても急斜面のところについては、凹凸もあったり、走りにくいところはありますけども、そういった整備はなされておったのではないかなと思っております。

そのような中での災害発生で、早期の通行が可能になったわけですが、そこで、町内に孤立地が発生した場合の、この林道関係になるんで、質問のあれとはちょっとずれる、回答ができなかったら後でもいいんですけども、迂回路となるべき林道がどれぐらいあるのかなと。そしてまた、林道が通行可能な整備等が行われているのか、そしてまた、そういった把握はされているのか、その点について1点お伺いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

林道部局のほうでは、林道をしっかりと林業施業に使っていくというふうな認識はありますけども、強度がしっかりとそこは測って業者さんにやっていただいておりますけども、どの程度の地震で、そこがすぐに崩れていくというような把握は、それぞ

れしてはおりません。

ただ、今から先、こういうようなことがあるのであれば、こんなこととといいますか、議員さんが言われるような、林道も緊急時の対応としてここが必要なんじゃないということで、震度の状況によっては、この部分が崩れていくかもしれないというような予想値を測るのも必要なのかなというふうな感じもいたしますので、少しお時間をいただきたいというふうに思います。

○6番（赤松俊二君）

今言った、町内の林道の路線等については、どうなんですかね。分かりますか。分からないですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

町内に林道は78路線ございます。その中で、集落に直接、または間接的に接続して、緊急時に迂回路として利用可能な今回の中ノ川1号線の町道の場合の林道中ノ川線のような形で利用可能な路線につきましては、そのうち、12路線ございます。この12の路線につきましては、1路線が地元管理団体による維持管理を行っていただいております。そのほかの林道につきましては、町管理道として、日吉農林公社に委託して維持管理をやっております。維持管理内容としましては、年1回程度の草刈り、また落石の除去、側溝の掃除などを行っておりますので、そういう形で維持管理を林道はやっております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

今ほど今回何か所か、ちょっと分からなかったんですけども、今回孤立地区の対応を踏まえて、今ほど説明があったように、迂回路としての利用が可能な集落間林道がちょっと分からなかったんですけど、路線があるというのは説明があったと思うんですけども、その中に中ノ川林道が入っていたということで、今回迂回路等の確保として今回林道が整備されたことによって、一時的な孤立はあったにしても、孤立状況は、その対策、対応をできたわけですけども、せっかく集落間を結ぶ林道の目的は違うかもしれないんですけども、その対策として、そういった鬼北町防災マップとかに、そういった林道の路線について地区別が変わると思いますけども、どういったらいいんです

か。そういった集落間を結ぶような路線については、防災マップ等に表示するとか、そうすることによって、防災の孤立対策の1つとして、住民側に孤立が予想される地域の事前把握の地域というようなことも対策の1つとしてあるわけで、そういったことに対して、今の林道間のそういった路線を地区別に対策の1つとして、そういった考えはないか、その点についてお伺いします。

最後でお伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただいまの質問に対してですが、この管理についてはなかなか難しい、これからの検討課題だとありますので、ただいまの意見を参考に検討させていただいたらと思います。

以上で回答といたします。

○町長（兵頭誠亀君）

防災マップという話と防災計画の話がありましたけども、危機管理のほうでは、今回のような災害豪雨の部分と地震対策の両方の部分を考えながら防災計画をつくつるのは、もう御案内のとおりと思うんですよ。やはり住民の方々は、自分とこの近くに林道があるということは、ずっといらっしゃる方は分かっている。ただ、地震があったときに、危ない林道を通ってくれというのは、なかなか難しいというか、それをマップに載せるというのもどうかというふうに私は思うんですけども、ただ、それよりも林道としてしっかりと舗装をして、ある程度、集落間としての林業施業以外の効果的な利用ができるところについては、議員の言われるとおり、そこらの部分は載せても構わんかなど。林道にもいっぱいありますので、そこら辺りは対応しながら、より住民の方に選択肢を増やす形のもの、安全に選択をしたことは理解して、そのようにやっていきたいなと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承。

○議長（程内 覺君）

以上で質問1については、終了します。

続いて、赤松議員、質問2についての質問を行ってください。

○6番（赤松俊二君）

それでは、質問2についてお伺いいたします。

空き家・空き地の管理について。

空き家・空き地の管理については、法律上、管理者は所有者に責任が生じるものであり、抜本的な対策を講じるのが難しい状況であります。しかしながら、少子高齢化の進行に伴い、所有者不明の空き家・空き地が今後増加をし、管理されず放置され、雑草雑木の影響により地域における衛生面や安全面の悪化が懸念される中、以下についてお伺いいたします

（1）空き家、または空き地に対する苦情相談があるのかお伺いいたします。

（2）空き家は空き地で不法投棄、害虫、火災等の危険性を伴う場合、近隣住民の安全を確保する対策があるのか伺います。

（3）空き家、または空き地の雑草・雑木により、害虫の発生など周辺に悪影響がある場合、雑草・雑木の除去など行政によるその対策はあるのかお伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、赤松俊二議員の第2番目の空き家・空き地の管理についての御質問にお答えをいたします。

1点目の空き家、または空き地に対する苦情相談はあるか問うとの御質問ですが、空き家の管理に対する相談につきましては、未管理により伸び放題となった雑草・雑木の管理、夏場の害虫駆除などの相談が、ここ10年で2件ありましたが、担当課のほうから所有者の方へ、環境保全の観点から土地の適正な管理をしていただくよう通知しております。

また、老朽化した空き家からの瓦等の落下物による通行支障への相談が、ここ5年間に12件ありましたが、そのうち7件につきましては、所有者と管理者の方に状況を説明し、対象物の除却をしていただきました。このうち4件につきましては、鬼北町老朽危険空き家除却事業補助金を利用させていただいております。

また、空き地につきましては、その管理についての相談は、関係課に確認したところ、ありませんでした。

次に、2点目の空き家、または空き地で不法投棄、害虫、火災等の危険性を伴う場合、近隣住民の安全を確保する対策があるのか問うとの御質問であります。赤松議員御承知のとおり、空き家等の管理につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者、または管理者が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとされております。

町におきましては、今後におきましても、火災や不法投棄など犯罪発生の原因となる雑草等放置などの管理不全とならないよう、住民の方々からの情報等を基に、所有者等が未然防止として立入禁止看板の設置や、ロープを張るなどの対策や、害虫が発生しないよう雑草対策を講じていただくよう、今後も引き続き、適正な管理を行う重要性や、管理不全の空き家等が近隣住民の生活環境に及ぼす影響等について周知・啓発を図っていきたいと考えております。

3点目の空き家、または空き地の雑草・雑木により、害虫の発生など周辺に悪影響がある場合、雑草・雑木の除去など行政によるその対策はあるのか問うとの御質問ですが、住民から空き家等が管理不全な状態であるとの情報提供があった場合は、「鬼北町空家等適正管理に関する条例」に基づき、個々の案件に対し、企画振興課、建設課、環境保全課など関係する課が連携し、必要に応じて、鬼北町空家対策協議会において、個々の対応を協議し実施することにしております。

条例におきましては、空き家等の適切な管理は、所有者等の責務であることを定めており、町民の方から情報提供があった場合には、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく実態調査、立入調査、特定空家等の認定、改善指導、勧告、措置命令、公表、行政代執行、所有者の負担による安全代行措置ができることを定めております。

町といたしましては、空き家等の適切な管理は、所有者等の責務であると定めている法律及び条例の趣旨に基づき、対象となる空き家が町道等に隣接している一般的な場合は、担当課のほうから町道管理、住宅における空家環境保全からの観点から、空き家宅地内の適切な管理をお願いしますとの要請文書を送付して対応をお願いしておりますが、対象になる物件が民地同士である場合は、問題が民事訴訟へと移っていく場合がありますので、心配事相談への御相談をお勧めしております。

全国的にも年々空き家が増加し、その対策は大きな社会問題となっており、今後、行政の関与がますます増大していくことが予想されますが、住民の生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与するよう、住民や警察、消防機関等の関係機関と連携して、犯罪や火災等を未然に防止する取組を進めてまいりたいと考えております。

ので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、赤松俊二議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

苦情相談がですね、今ちょっと走り書きで正確な数字、間違っているかもしれませんが、もう少しあるのかなと思ったわけですけども、意外と少ないのかなという感じはしたわけですが、そこで空き家ですね。空き地に対する町民からの意見や苦情などを受け付ける窓口体制がやっぱりどうなっているのかが分からないというところがあるんじゃないかと思うんですけども、その空き家、内容によってですね。その内容の受付が異なると思いますが、空き家・空き地それぞれあると思うんですけども、その辺の体制を、今後、こういった苦情相談等が多くなることは予想されるわけで、そういった体制をこの窓口の体制は今現在どうなっているのかをちょっとお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、鬼北町が定めております鬼北町空家等対策計画、こちらホームページのほうにでも公表をさせていただいているところでございますが、こちらにおきましては、庁内の組織の役割といたしまして、総合的な窓口を企画振興課とさせていただいて、それぞれの内容に応じて各課で御対応をいただく、そういった形で計画のほうにお示しをさせていただいております。

しかしながら、今ほど議員さんの御指摘がございましたように、非常に住民さんのほうが、その点を御理解いただく部分まで至っていないと、周知不足という部分もございますので、その点は御指摘を基に改善等を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問2の（2）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

（2）なのですが、今回所有者が不明であったり、通知を行っても所有者からの意見を表示しない場合には、町としては、どういうふうな対応を取られているのか、その点お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、先の答弁では、通常所有者のほうに、まずは通知、その後に条例に該当するような指導、勧告、措置命令、場合によっては代執行、そういった部分が考えられることがございますが、御指摘いただいた部分、所有者が分からない、また、相続人さん自体がいらっしゃるのかどうかも分からない、そういった部分については、まずは管理者が誰であるのか、その選任をしっかりと行うことが大事だと考えているところでありまして、条例に定めております所有者の責務という部分を一義に考えているところでございます。

今回、民法等の改正によりまして、所有者不明な場合は、所有者不明土地、建物の管理人の選任ということが、利害関係人の請求でできるということと同時に、併せてその請求については、町のほうも請求をすることができる、そういった法改正も予定をされているというふうに聞いております。まず、管理をしていただく方をしっかりと選任させていただく中で、土地の管理をしっかりと適正に図っていただく指導、御案内をしていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○6番（赤松俊二君）

これはもう（2）の最後なのですが、今回、私も適正管理に関する条例等は例規集のほうでいろいろと見て、それなりに鬼北町も空き家に対してのある程度踏み込んだことができるような適正管理条例をされていると思いますが、これはまた話がずれるというか、空き家に対しては町の適正管理する条例、また、特措法によって、ルールづくりがあらうかと思いますが、土地に対してのルール、これについては、農地については農業委員会。空き地でも農地とか、農地以外、そういったことで、農地については農業委員会の農地法と、そういったところにならうかと思いますが、農地以外について空き地、それについてのですね、これからも鬼北町の住民が安心・安全に生活していくために、守るためにも、町独自のルールとか、できれば条例をつくる、そういったことは考えておられないか、その点についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、御承知のとおり、空き家につきましては、空き家の適正管理に関する条例ということで、所要の指導等をさせていただき規定がございますが、空き地等土地につきましては、土地基本法によって、所有者がしっかりと管理をしていただくという規定が設けられているところでございますが、管理条例等は、町のほうではつくっておりません。

ネット等でいろいろよその市町の内容を確認いたしましたら、新たに空き地の適正管理に関する条例とか、そういったものを徐々に整備をされている部分もあると、一応情報で確認はさせていただいたところでございますので、また、担当課がどこになるかというのは別にいたしまして、関係課と協議をする中で、そういった部分の制定についての在り方については、また、検討していきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○6番（赤松俊二君）

了解。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、質問2の（3）について再質問はありますか。

○6番（赤松俊二君）

（3）の再質問ですが、これは住民の声として、いろいろとそういった声を踏まえて、最後に町長の見解を伺いたいと思っておりますが、相続人が都会にいてですね。現状を把握していないケースとかもあると思っております。そのために、隣地に住んでいる住民がですね、はみ出してくる雑草や雑木の処理ができない、そういった現状もあるわけで、今後、人口が減少する中において、そうした事態の発生が今後ますます増えることが予想されると思っております。

鬼北町においては、先ほど申しましたように、適正管理に関する条例に基づいて対応されていると思っておりますが、これはあくまでも、私冒頭に申しましたように、住民の問題であり、町が強制力をもって介入するということは難しく解消できないケースも多々あるかと思っておりますが、私としては、引き続きできる限り可能な対応を行っていただくよう町長に求めますが、最後にその見解をお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

空き地・空き家の部分については、よく言う行政といいますか、行政財産でない部

分に税金を投入するということがですね、いい場合と、これまでの四半世紀前、50年前では考えられなかった状況が出てきているというような私は把握をしております。

それが議員さんの御指摘のとおり、近隣の住民の方への不安といいますか、安心・安全の部分に亀裂が入ってしまうということを心配をさせていただいておりますので、その部分について、できる限りのことはせないかなというふうに思うんですけども、今私の何というかな、右や左を見る状況を見て分かりますように、空き地、それから農地、土地、そこら辺についてもですね。しっかりした小さい町では、全部を全部担当課をつくるというような状況にはないものですから、窓口は一本化しておりますけれども、その内情によってそれぞれ分かれています。

その中で、一番危険度の高い、例えば侵入者がおるとか、危険な害虫がおるというふうな切迫した部分については、あくまでもそこは税金を投入してやらなければならないなと思うんですけども、先ほど議員が言われました、少し草が出るとかというところまでの苦情の処理というのは、なかなか現在のところは難しいんじゃないかなと。ある意味、それをやっていただくようなシルバー人材センターの方々や、それから蜂の処理をしていただく方、民間の方も少しずつ手数料等でやっていただいとる、そんなありがたい部分の方々も含めまして、安全を確保していくために、行政と民間のほうで努力をしていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○6番（赤松俊二君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

これで赤松俊二議員の質問を終わります。

次に、4番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

議席番号4番、中山定則です。

先の通告のとおり、一般質問を行います。

質問1、街区公園・ポケットパークの整備について。

街区公園・ポケットパークの整備について、次のことを問います。

(1) 広楽荘跡地に公衆用トイレ付きの街区公園を整備できないか問う。

(2) ポケットパークの整備は、第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画にあります。その進捗状況について問う。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の街区公園・ポケットパークの整備計画についての御質問にお答えをいたします。

1点目の広楽荘跡地に公衆用トイレ付きの街区公園を整備できないか問うとの御質問ですが、街区公園につきましては、「もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250メートルの範囲内で、1箇所当たり面積0.25ヘクタールを基準として配置する。」と定義されております。

広楽荘跡地の面積につきましては、およそ0.4ヘクタールであり、基準面積の1.6倍となっております。また、誘致距離内の現況につきましても、北側には優愛の里、西側には北宇和病院があり、東側は農地が多く、まとまった住宅地は南側にしかありませんので、広楽荘跡地につきましては、街区公園としての利用には適さないと考えております。

次に、2点目のポケットパークの整備は、第二次鬼北町長期総合計画後期基本計画にある。その進捗状況について問うとの御質問ですが、ポケットパークにつきましては、令和元年第4回議会定例会において、中山議員からの御質問に答弁いたしましたとおり、近永駅周辺への整備を検討しております。整備箇所につきましては、決定しておりませんが、アエレールきほく、ワームス、近永駅舎等周辺施設と機能し合って、地域住民はもとより、鬼北町を訪れていただく皆様の憩いの場所となるよう検討いたしております。

また、その財源につきましては、現在作成中の鬼北町都市計画基礎調査を基に、鬼北町立地適正化計画の策定を予定しておりますので、この立地適正化計画の策定によって、活用できる公園事業の国庫補助金の充当を考えております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問1、(1)について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

広楽荘跡地の利用について、令和3年第4回定例会で、私一般質問をいたしております。そのときの答弁では、町立病院や役場庁舎に近い敷地であることから、災害時の緊急避難場所としての利用を含め、活用策を検討するというものでした。

この約4,000平米の町有地について、この近くに住んでいる居住の方々の憩いの場、子どもの遊び場、災害時の緊急場所として公園化することについて再度提案しますが、答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

前の答弁も私も記憶いたしておりますけども、中期計画のほうにしっかりとこれをしていきたいということができるタイミングとですね、少しずれたために、今後の分については、少し考えなきゃいけない部分があるということは御承知いただいております。

やはり前の町長さんとの関係で、北宇和病院、また旭川荘の関係で、計画的な部分があったわけですが、私も含めまして、そこについては断念せざるを得ない状況があったということは御理解いただきたいなというふうに思います。

この後に、ここの部分をですね、今ほど議員が言われましたように、災害の部分と一つの案でありますけども、北宇和病院の東側というところで、何かそれに付帯して付加価値としていい活用の仕方がないかということは今も考えておる最中でございます。

ただ、先ほど申し上げましたような、いろんなところを使う財源ということをお考えますと、どうしても少しここについては立ち止まってですね、よりよい方向を考えることを今の状況であるということで御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

今の町長からの答弁ですと、令和3年第4回の定例会のときの答弁から変わったという理解でいいんですか。

再度伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

やはり構想とですね、実際のこれを何をすることについては、議員各位、地域の住民の方にも相談をしなければならないんじゃないかなと思うんですよ。あそこ

の土地は、町の土地と広域の土地が一部入っておりまして、広域のほうの部分にも相談するには、しっかりとした計画をつくってからの公表ということになるんじゃないかなというところでありまして、また、できましたら、このポケットパークの部分欲しいなという気持ちもありますけども、ただ、先ほどの答弁で申し上げましたように、その位置としてもう少し考えなければならないかなというところで、今現在のところは、災害関連、またはそれ以外の医療、商業関連等についても幅広く考えるべきではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○4番（中山定則君）

やはりこの地域、旭町というか、この病院近くに公園がないんです。その辺も含めて、再度適さないという回答であったんですが、再度検討というか、公園化の検討をしていただいたらどうかということでお伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁をいたします。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの中山議員の御質問でございますが、先ほど町長の答弁でもございましたように、街区公園といいますと、街区というのは、町並み、区切られた住宅密集地というふうに認識しておりますが、そこに住まれる方々の憩いの場といいますか、そういう目的で街区公園ということで定義がございますので、今答弁にありましたように、その空き地につきましては、そういう密集した住宅地が南側の一部しかございませんので、その辺は街区公園をもし造るとするならば、ポケットパークとかぶる部分があるんですが、やはり設置場所といたしましては、駅前周辺になるのかなというふうに考えております。

また、旭町周辺に公園がないと今言われましたが、一応奈良川緑地公園、もしくはちょっと遠くなりますけど、近永公園等河川敷ゾーンに一応公園ということでございますので、それほど離れたところにはないわけではないというふうには認識はしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問1の（2）について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

ポケットパークの整備について、JR近永駅周辺で検討中ということなのですが、近永駅周辺賑わい創出ビジョン実施計画、近永ビジョン2022から2031の町なか再生チャレンジに、空き地を利用したポケットパーク等の整備でポケットパーク駐車場の整備が載っております。ということで、ポケットパークの整備については、質問いたしておりますように、後期基本計画の最終年度、令和7年度までに整備をするのか、再度質問をいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

ポケットパークを含めて、近永賑わい創出の計画については、計画どおり進めたいという気持ちはあるわけでありませうけれども、やはりその中には、実際に一つひとつ整備をしていく中で、議会等との協議の末、なかなか思うようにいかない部分、それから、必要以上にしっかりと議論していただく部分、それはありますので、それが計画どおりいくのか分かりませんが、ただ、私が思いますのに、ポケットパークそのものの定義としては、やはり芝生とか、木陰とかいうようなイメージがありますけれども、駐車場も含めて、1つの家を中心にみんなが集える場所とかいうようなのもポケットパークの1つの定義として今からいるんじゃないかなと私は思っております

1つの大きな空き地というようなイメージではなしに、駐車場を含めた1つの人が集まるエリアというふうな部分で、ポケットパークの部分の概念を少し変わった部分でも何とか整備したいなという気持ちを持っておりますけれども、ただ、計画を何年まで必ずやるということについては、それはそのように推し進めていくというところで御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（中山定則君）

今検討中、どの辺りまで、場所的にもどの辺りまで検討されているのか、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今の御質問ですが、近永駅周辺を含めた町エリアということで考えておりますが、具体的な場所の選定、また協議等までには至っておりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問1については終了します。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（中山定則君）

質問2、生涯学習交流拠点施設の建設について。

平成31年4月、宇和島駅前にオープンした「パフィオうわじま」のような次の機能を備えた生涯学習交流拠点施設をきほくの里保育園横に建設できないか伺います。

①として、講演会、コンサート、発表会ができるホール。

②町民が自由に使えるフリースペース。

③一般図書、児童図書、地域資料コーナーを配置した図書館。

④子育て世代を支援するフロア。

⑤全天候型の公園。

この機能を備えた生涯学習交流施設をきほくの里保育園横に建設できないか伺います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の生涯学習交流拠点施設の建設についての御質問にお答えをいたします。

宇和島駅前にオープンした、パフィオうわじまのような次の機能を備えた生涯学習交流拠点施設をきほくの里保育園横に建設できないのか問うとの御質問であります。改めて、これまでの近永アルコール工場跡地の活用についての考え方について整理をいたしますと、平成15年に国から払い下げを受けた当時の住民の皆さんの意見集約では、企業誘致用地、分譲住宅用地、イベント、コンサート、講演会ができる文化施

設や図書館、スポーツ施設、レジャー施設をという幅広い内容の御提案をいただきました。一方では、将来に財政負担をもたらす施設は作るべきではない。箱物は失敗例も多く作るべきではないといった御意見もいただいたところでもあります。

それらの御提案、御意見を踏まえて、近永アルコール工場跡地活用検討委員会で御協議をいただき、平成18年3月に、住宅用地、商工業用地、公共用地として活用するのが適当であるとの答申をいただいたところでもあります。

その答申を踏まえ、平成19年から工場跡地の一部を住宅用地として分譲し、令和元年9月までに、66戸の住宅用地を完売したところでもあります。その一方で、残った土地につきましては、商工業用地、公共用地としての活用を検討しておりますが、ある民間事業者から、子育て支援施設、公園、住民交流施設、商業施設等を盛り込んだ複合的な施設をP・P・P方式で整備する御提案をいただいたところでもあります。

P・P・P方式は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政、民間が連携して行う方法であり、民間事業者が建設した建物をリース料金を支払って町が運営する方法と、指定管理者制度や包括的民間委託制度を利用して民間事業者が運営する方法など多様な選択ができることがメリットの1つとなっております。

計画の中の1つである子育て支援施設のうち、保育園につきましては、鬼北町の施設として、交付税措置のある過疎債を財源として整備し、運営したほうが財政的に有利なこと、また、指定管理者制度等を利用した場合の職員の処遇などの様々な問題があり、町が建設し運営をすることにして、きほくの里保育園を整備したものであります。

また、商業施設につきましては、P・P・P方式で整備し、民間事業者が運営するのが最も最適であると考えておりますが、民間事業者のほうで、アルコール工場跡地に立地可能な商工業者を調査したところ、本町において、既に営業している事業者と同じ業態での事業者で、町としては、競合は避けるべきとの考えから、現在再検討が必要な状況になっております。

一方、子育て支援施設につきましては、担当課において、先進地視察を行うなど、施設の内容等について、少しずつ検討を行っているところでもあります。その施設に行けば、子どもが1日中楽しく過ごせることができるとともに、子育ての悩みも親同士が共有したり、職員に相談したりできる施設で、子どもを連れてきたお父さん、お母さんや、おじいちゃん、おばあちゃんもリラックスして時間を過ごせるような施設ができればと考えております。

中山議員の御質問にあります、パフィオうわじまのようなホールと図書館について

は、現在のところ整備する考えはございませんが、子どもや大人が時間を過ごせる図書スペースや、交流スペース、雨天でも子どもたちが遊べる施設を整備できればと考えております。

なお、今ほど御説明いたしましたアルコール工場跡地の活用につきましては、誘致したい商工業者の業種の検討や、子育て支援施設の先進地視察など、担当課のほうで一部検討は進めておりますが、町民の皆さんに喜んでいただけるような施設の検討を行い、地域の活性化につなげていきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、中山定則議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2について再質問はありますか。

○4番（中山定則君）

宇和島市学習交流センター、パフィオうわじまについては、学んで、遊んで、楽しんで様々な方の笑顔が集い、自分らしさが見つかる新しい学習交流施設として建設されました。子育て世代の支援法案について、1日当たり100人程度の利用があるようです。

鬼北町においても、住みたい、住み続けたい魅力のある鬼北町を実現するための環境整備が必要だと思います。生涯学習の視点に立って、町民にとっては、なくてはならない施設である図書館。先ほどホール、図書館は、この計画に入っていないという答弁であったわけなんですけど、町民にとってはなくてはならない施設、図書館。気軽に立ち会える場所、新しい活動、交流拠点として、ホール等は文化活動の推進等に必要だと思います。

それで、人生100年時代を見据えた生涯学習交流拠点施設として、ぜひ整備してはどうかという提案をいたしましたので、ホール、図書館等についても、宇和島市にあるパフィオうわじまの利用状況等も視察していただいて検討していただけたらと思いますので、再度質問をいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

答弁でも申し上げましたように、図書館とかいうような、これが必要なんじゃないというようなことは私は思っておりませんで、やはり子育ての支援の方々と、それからお父さん、お母さんの時代、おじいちゃん、おばあちゃんの時代の方が一堂に集えるよ

うなところがあればいいなというのは思っております。

25年前と違うのは、やはりIT社会が発達をし、それで自宅のほうで何ができて、何ができなくなったのか、そこらをよく考えなければならないなど。

一番心配しとるのは、子育て世代の方々が夏場に外でなかなか遊べなくなった。気温の上昇等、直射日光としての弊害ですか。そこら辺りです、やはり少し出るのが難しくなった状況等がありますので、また、それぞれの御家庭に空調施設が整備された、その分がもう9割以上が整備されておるとい状況から考えますと、やはりそこらも踏まえた建物の中で過ごせる施設という部分については、中山議員さんと同じ考えを持っております。中のそれをどのようなもので過ごしてもらうかというものについては、まだまだ考えなければならないなと思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

図書館については、町長が必要ないという見解のようではありますが、ホール等も図書館についてもそうなんですが、生涯学習の視点に立っていただいて、今からちょっと読み上げるのは、広島県立生涯学習センターの生涯学習の基本的な考え方というのがあるんですが、「生涯学習の効果として、学習活動の成果は、一義的には個人に帰するものでありますが、地域社会における次のような効用もあります」ということで、「学習を通じて絆、仲間づくりができ、地域の連帯感が醸成される。学習によって、文化的、経済的な向上、地域教育力の活性化がもたらされる。学習によって、社会参加意識が高まり、ボランティア活動などが盛んになり、行政経費の削減、その他の副次的な効果を生む」ということで、「ボランティア活動の活発な地域は、犯罪発生率、失業率が低い傾向にあると言われております」ということがあります。

ということであり、生涯学習を進める拠点施設として、もう再々言うわけですが、パフィオうわじま的な施設の検討をぜひしていただけないかなと思ひまして、質問をさせていただきました。

○町長（兵頭誠亀君）

私が図書館が必要ないということは申し上げておりません。あったらいいなど。けれども、今の段階では考えていないというようなことで御理解いただきたいなと思ひます。

それと、パフィオと同じような形というものは、私もしたいというところで、その中身について、子育て支援の方々を中心とした、温かみのある施設を作りたいというふうに申し上げました。もう一つ、図書館が必要ないというふうなことじゃなしに、今子どもたちに図書館が必要以上に何が必要かということをごすね。子どもたちが、実際の活字としてある本を読むことに力を入れとることは理解していただけたらいいんじゃないかなと思うんですけども、図書館を作るまでにごすね。子どもたちが活字から離れておると、そこを何とかせないかんということで、本屋に行こうプロジェクトということで、1人2,000円までの本を一緒に選べるというところで、町内に1軒しか本屋がありませんから、競合する必要がないということで、あそこに御迷惑をかけとるんですけども、そこに行って本を選ぶのにそれを楽しみにしてもらってるとか、親の方々は、本屋に行くんやったら事前に一緒にどんな本を選ぶかということをごすねと一緒に下見に行ってもらう方も出てきたと。そういうような、図書館に行く。また活字等を読むことを経験してもらおう。そこを始めなければ、なかなか図書館を建設して、それをメインに、どういう方に、どういう形で来てもらうかというところ、活用計画についても、議会、住民の方からも御指摘、御指導をいただかなければならない状況が発生する。それまでの今は段階まで落ちてきとると私は思っております。本当に活字が必要な子どもたちに、それをしっかりと提供することが今は必要だということで、税金を使わせていただいておりますので、そこについては御理解いただきたいなと。

生涯学習施設の拠点の施設の分、議員さんと100%同じではないかもしれませんが、それに近いものは作りたいという気持ちは一緒ですので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○4番（中山定則君）

図書館の整備状況、公然だと思っておりますが、全国で市区立では、自治体数が815自治体のうちの807、町村立では、926自治体のうち540、58%が町村立でも整備をされています。ちなみに県内9町のうち、松前町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町は整備をされていますという実態になっております。

それで、図書館については、子どもからお年寄りまでということでの理解をしていただけてると思うんですが、ぜひとも、もう答弁は要りませんが、再度、図書館、ホールについて検討いただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（程内 覺君）

答弁は要りますか。

今の御意見で答弁は要りますか、要りませんか。

○4番（中山定則君）

要りません。

○議長（程内 覺君）

ほかに質問はございませんか。ないですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

質問2については、よろしいですか。

○4番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで中山定則議員の質問を終わります。

次に、5番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

山本議員は質問席へ移動してください。

山本議員、時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

議席番号5番、山本博士です。先に通告のとおり、一般質問いたします。

質問1、放課後児童クラブについて。

放課後児童クラブは、保護者が就労等などにより、昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。共稼ぎの家庭にとりましては、大変ありがたい事業であると思います。

次のとおり問う。

（1）放課後児童クラブの利用状況について伺う。

（2）土曜日や夏休み等、休業日における昼食の提供はできないものか伺う。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の放課後児童クラブについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の放課後児童クラブの利用状況について問うとの御質問であります。

町内には、近永小学校に隣接した放課後児童クラブが1か所ありますが、今年度の放課後利用登録児童数は44名で、夏季休業中は、54名の登録児童数となっており、共働き世帯の増加等により、利用希望者数は年々増加傾向にあります。

次に、2点目の土曜日や夏休み等の休業日における昼食の提供はできないものか問うとの御質問であります。児童クラブ内は冷暖房が完備されており、お弁当等の安全衛生に配慮した中で、学校休業期間中は、保護者の皆様に児童の昼食を御用意いただいております。

土曜日や夏休み等の昼食につきましては、厚生労働省が定めた放課後児童クラブ運営指針にある子どもの健全育成という目的を踏まえ、親子のコミュニケーションなどの観点から、放課後児童クラブを利用する子どもには、保護者が用意した昼食を持参していただくとの放課後児童クラブ建設時の考え方により、施設には、調理設備や調理器具は備えておりません。

こども家庭庁が行った夏休み等の長期休業中の食事提供状況のアンケート結果によりますと、全国で昼食を提供している放課後児童クラブの数を把握している自治体は995市区町村で、その自治体内にある1万3,097か所の児童クラブのうち、長期休業中に昼食を提供している児童クラブ数は2,990か所、22.8%となっております。提供方法といたしましては、施設内部で調理している、いわゆる自園調理が18.5%、施設外部からの搬入が74.7%で、外部からの搬入が大半となっております。

全国の例を見ますと、宅食、弁当の配達ですけれども、この弁当の配達を実施している児童クラブが大部分ですが、弁当代、配送費等を保護者負担とするなど、様々な提供方法があるようであります。

いずれにいたしましても、他市町の事例や動向等を注視しながら、子育て支援につながる施策を見極め、総合的な視点から児童の健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

大変増加傾向にあるということなのですが、ほかの小学校なのですが、泉小学校と日吉小学校に今子ども教室がありますが、その辺の利用状況が分かれば教えていただきたいと思っております。そしてまた、人数制限はないのか伺いたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

放課後子ども教室の分野ですので、教育課長のほうから答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

それでは、今ほどの御質問に対して、私のほうから答弁をさせていただきます。

放課後子ども教室につきましては、放課後、子どもが安全に安心して活動できる学校などの居場所を設け、地域の方々の協力を得ながら、学習活動や体験学習等々を行う事業で、現在、好藤小学校、泉小学校、日吉小学校で設置をしております。

令和5年度の放課後子ども教室の登録者数につきましては、好藤小学校が22名、泉小学校が18名、日吉小学校が25名でございます。

4月から7月までの4か月間の利用状況につきましては、1日の平均利用状況数が、好藤小学校が15.7人、泉小学校が10.2人、日吉小学校が16.2人となっております。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

山本議員、よろしいですか。

○5番（山本博士君）

それと、今も言ったんですが、人数制限はないのか、ちょっとそれを知りたいのと、そして夏休みはどうされているのか伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

人数制限と夏休みの期間中の状況について、教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

人数制限については、御希望を取りましてやっております、人数制限は設けておりません。

夏休みの利用状況につきましては、放課後子ども教室につきましては、学校開業日における給食のある日を開設しておりますので、長期休暇、学校休業日につきましては、開設をしておりません。

以上でございます。

○5番（山本博士君）

放課後児童クラブでは、人数制限があるのでしょうか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、放課後児童クラブにつきましては、児童1人当たりの面積基準が1.65平米と決められておりますので、定員が50名で面積を満たすため、実際に利用する児童が50名を超える受入れはできないような状況となっております。以上です。

○5番（山本博士君）

増加傾向にあるということなので、利用状況に対して、今のスペースで足りているのか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

現在の夏休み中の申込みの人数で申しますと、今年度は66名の申込みの方がおられました。その中で、定員の50名になるべく近づけるよう、ただ、他市町でも1割程度の多めの人数について受入れのほうを受け付けておりまして、実際に利用する人数が50名を超えないような、そういった対応として、今年度については54人の方を受入れすることといたしております。

それ以上の方につきましては、放課後児童クラブのほうはお断りをさせていただいたというのが現状でございます。

○5番（山本博士君）

子ども教室においては、子どもを見ていただく方というのは、ほとんど何かボランティアで、なかなか受け入れていただく人材が少ないというふうなこともお聞きしておりますし、正式にもう放課後児童クラブに見直す必要があるんじゃないかと、時期に来ているのではないかと考えております。

また今後、利用される児童も増える状況の中で、児童クラブも増設なり、また、空き家の改修などを利用して、様々な方向から検討すべきではないかと思うのですが、お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁いたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

議員おっしゃるとおりでございます。今後、また増え続けるということになったときに、放課後児童クラブをどうするかということについては、今後、検討していかなければならないというふうに考えております。

方法として、現施設、今の放課後児童クラブを増築するということも考えられます。

こちらについては、建物の構造的に増築が可能かどうか。また、別棟で建てるのかなど、いずれにしましても、少し時間を要することとなりますし、建築費用が発生することになります。

それから、子育て支援施設として、例えばそういった子どもたちの集う場所などを整備する、新たに整備するというような方法もあろうかと思えます。こちらについても検討段階から時間を要すると。それから、建築費用についても発生するという事になるかと思えます。

もう一つ、廃園になった保育所跡地、こちらを利用するという事も考えました。ですが、放課後子ども教室と同じように、子どもたちを見る指導員さん、こちらが現在の人手不足の中で募集をかけても、なかなか応募していただけないといったような現状であります。現在の運営状況でも、夏季休暇中は11名の方に何とか職員体制で勤務していただいたんですが、その中の3人の方はもう70代以上、60代の方、50代、ほかはもう40代の方ということで、1日の勤務時間が夏休み中は10時間15分というような非常に長時間にわたって、半日交代で行うということ、それから資格を持った放課後児童支援員認定資格を持っている方が、それぞれの施設に最低1人は必要といったこともありまして、そういった資格を持った方がなかなかおられない。また、応募のほうもなかなかしていただけないというような状況でございます。また、今後、どういった方法が一番いいのかということについては、検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

この児童クラブの昼食の提供なんですけど、国においても、学童保育など昼食の提供を推進しているようなので、子育て支援の関係からも、ぜひ給食は難しいにしても、鬼北町もお弁当屋さんが増えているので、大体お弁当屋さんで大人で450円とか、500円というふうな値段なんですけど、300円ぐらいのお弁当を提供できないものか、そのような取組はできないものか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいまの御質問ですが、今年度の7月から、松山市でも児童クラブのほうで弁当業者が配達サービスを始めたというふうなことを確認しております。

御家庭でお弁当を作られているという現状については、様々な御家庭の事情もあろうかと思えます。お弁当を楽しみにしている子どもたちもいると思えますし、お弁当の内容について親子の会話が生まれることや、子どもさんが食べ残したお弁当を見て、子どもさんの体調変化などを知ることができるなど、食育の観点からもお弁当というのは大変重要ではないかなというふうには考えておりますが、先ほど議員おっしゃられたとおり、子育て支援の観点といったところで、今後、外部の発注、お弁当の発注について、まず発注をしていただく業者さんが町内にあるかといったことをよく確認した上で、保護者の方々の意向を確認し、その結果で具体的に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○5番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ここで、しばらく休憩をしたいと思います。

再開を午後1時とします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

質問2、小学校の通学かばんについて。

現在、各小学校で使用しているランドセルは、価格が3万から10万、10万円を超えるものもあり、売れ筋は5万から6万で非常に高価なものとなっています。物価も高騰しており、大変家計を圧迫しています。

そこで、お手元に配付している資料のとおり、一部の小学校で使用している通学用

のリュック型のかばんがあります。小学校におきまして、このような通学用リュックサックを推奨する考えはないか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、山本博士議員の第2番目の小学校の通学かばんについての御質問にお答えいたします。

小学校において、通学用リュックサックを推奨する考えはないかとの御質問ですが、山本議員が言われますとおり、ランドセルは非常に高額であり、家計が圧迫されることも考えられます。しかし、その一方で、子どもの成長の大きな節目である小学校入学に当たり、ランドセルを購入し、それを背負う子どもの姿を見ることが家族や親族の皆様の喜びになっている御家庭もあるのではないかと思います。

鬼北町内の小学校におきましては、生活の決まり等でランドセルを指定している学校は、愛治小学校1校だけで、推奨している学校は、好藤小学校と日吉小学校の2校であります。残り3校は、生活の決まり等の中に、通学かばんに関する記載をしておらず、学校としては通学かばんの指定はしておりませんが、そのうち泉小学校では、新入学児童保護者説明会時に、ランドセル以外の通学かばんとして、リュック型の通学かばん「セーフティランド」を紹介しております。

学校の生徒指導の指針となる文部科学省の生徒指導提要では、「校則は最終的には校長により適切に判断される事柄だが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で、定めていくことが望ましい」とされており、さらに、「校則の見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認したり、議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが求められる」と明記されております。

小学校では校則と言わず、生活の決まり等と言いますが、教職員だけでなく、児童生徒や保護者とともに毎年度検討し、変更する場合には、児童会や生徒会、PTA役員会、PTA総会等で協議・決定することとしておりますので、通学かばんにつきましても、同様の経緯をたどり決定されることとなります。

議員御指摘のとおり、ランドセルは高額なものであり、家計にとって大きな負担となると考えられますが、本町では、すすく鬼北っ子応援給付金として、小学校入学時、児童1人につき10万円を交付しておりますので、その交付金を活用していただくこともできるのではないかと考えております。

なお、通学かばんにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、各学校で検討することではありますが、教育委員会として、校長会等において各学校で協議・検討するよう要請したいと考えております。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問2について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

御答弁ありがとうございました。

確かに鬼北町では、すくすく応援給付金10万円が出ておりますが、また、それはそれで違った形で利用はできるので、なるべく通学リュックサックを推奨していただきたい、そういうふうに思います。

教育長も言われているように、大変高額で家庭を圧迫しているというような状況は現実です。そしてまた、おじいさん、おばあさんがおられるところで、おじいさん、おばあさんが買ってやるということもできるんですが、買ってあげられない世帯がやっぱりあると思うので、ぜひ推奨してほしいなと思います。

そこで、泉小学校のセーフティランドですか。そういうのもあるし、富山県のほうでは、アウトドアメーカーのほうで、また新しいリュックとかなんかも作っているようで、四国中央市はこの黄色いリュックサック型のものもあるようなので、いろいろとやっぱり採用されているようなので、できれば各小学校で通学用リュックに指定していただければ、保護者も求めやすいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいま山本議員が申されましたように、幾つかのメーカー等からリュック型のランドセルというのは発売されております。泉小学校でも、もうかなり前からですけども、議員の皆さん、お配りされていると思うんですが、紺色のそういった形のものを使っております。

現実として、泉小学校がどれぐらいの利用があるかといいますと、大体全校児童の6割程度がリュック型のかばんを使っております。残りは4割強になりますけれども、ランドセルを使っております。こうするというふうに決めるわけではなくて、選択肢として保護者の皆さんに紹介するということが大事なことだろう。また、保護者の皆さんに、こっちでもいいんですよということをお伝えするということが非常に大事な

ことだろう。これしかないというのは、いろいろ懸念される、議員御指摘のように懸念される点がありますので、そこら辺については、今後、各学校でPTAの皆さんとよく協議していただく必要があるだろうと思っております。

その辺も踏まえて、他県の状況等々も踏まえて、10月の校長会で、各校長に伝えて、速やかに協議に入るようにということを伝えていきたいと思っております。

ただ、各学校の協議の場というのが、保護者の皆さんとの協議の場というのが、タイミングであったり、時期であったり、多少まちまちになりますので、私としては、もうできれば早く、来年度からこういう形になるように進めてもらったらいいとは思いますが、繰り返しになりますけれども、推奨といえども、教育委員会が強制するというか、示すことはなかなか難しいので、提案、要請という形で各学校に伝えていきたいと思っております。

いずれにしても、できるだけ早いときに選択肢が幾つもあるということが伝えられる方向で検討していただくように伝えたいと思っております。

○5番（山本博士君）

できれば推奨していただきたいと思っておりますが、心配しているのは、ランドセルの商戦というのが、8月のもう上旬から始まりますので、新入学の児童保護者の説明会に間に合うかどうかということなんですが、その辺、教えていただければと思います。

○教育長（行定洋嗣君）

ただいまの質問ですけれども、新入学児童及びその保護者が、進学先の小学校に来る機会というのが、11月の下旬ぐらいですかね。多少学校によって違いはあるんですが、11月頃にあります。次、2月頃にございます。そのときに伝える、あるいはタイミングに合わなかったとしたら、新入学児童の保護者宛に通知文を送るという手もあるんだろうと思っております。そういった形で、入学する児童の保護者には伝えていきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○5番（山本博士君）

ありがとうございます。

○議長（程内 覺君）

以上で質問2については終了します。

続いて、山本議員、質問3について質問を行ってください。

○5番（山本博士君）

質問3、鬼北町分担金徴収条例について。

赤線、青線など、また基盤整備された用水路、排水路なども老朽化により、修繕をしなければならない状況の中、高齢化が進み引退された方、また、物価高騰の折、町条例の35%の分担金負担は、大変厳しく、10%ぐらいに引き下げる考えはないか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の3番目の鬼北町分担金徴収条例についての御質問にお答えをいたします。

農業用排水路の老朽化による修繕・改修工事については、鬼北町分担金徴収条例の事業種別ごとに分担金の賦課基準を定めており、国庫補助事業に採択になれば、補助対象額の5%、県補助事業に採択になれば、補助対象額の20%、町単独事業であれば、補助対象額の35%と規定しております。

この賦課基準は、災害等による農地等の維持管理及び農業を取り巻く環境の変化による農家の経済的負担を軽減するために、令和2年4月1日に、町単独事業のみ、補助対象事業費の50%から35%に引下げを行ったものであります。

担当課のほうで県内の状況を調査いたしましたところ、県内市町の農業用排水路に係る市町単独事業の受益者分担金は、最も低い上島町のゼロ%から、最も高い松前町の65%まで、様々な賦課基準になっておりまして、本町の賦課基準は、県内の市町では、平均よりも若干高い負担割合となっております。

市町の賦課基準の違いは、それぞれの自治体の農地の利用状況の違い、農地・農業用施設の受益と公共性の捉え方の相違等によるものだと考えております。

本町においては、受益者の方々に事業費の3分の1程度の負担をしていただき、施設の維持・管理を行うという考え方に基づいて、現在の賦課基準を定めたものであります。

山本議員の御質問の中にもありますように、農業に係る資材等経費の高騰や農家の高齢化などにより、一部の農家への負担が増加していることは承知いたしております。しかし、その一方で、町内にはその負担をできるだけ少なくしようと、事務的、時間的に労力のかかる多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業を活用して、計画的に改修工事を実施している地域・エリアもあります。このような様々な状況や県内他市町の状況などを考慮し、農地・農業用施設を維持・管理する上で、受益者の負担はどの程度が適当なのか、今一度検討を行ってまいりたいと考えており

ますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、山本博士議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問3について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

町長答弁のとおり、多面的機能支払交付金などもありますが、なかなか書類の作成が大変難しく、それをできない地区もほとんどかと思えますし、また、この交付金については、縛りがあって、なかなか使い勝手の悪い施策ではないかというふうに私は思っております。

現在、本当に農業を取り巻く環境が、大きく変化する中で、自分の農地さえやっとな管理をされている方がおられます。

また、高齢化で、先ほども申しましたが、高齢化で引退をされる中で、補修作業や草刈りなど、少人数となり、大変御苦労をされているのが現実です。まして、その用水ポンプとか、用水路排水路のやり替えには多額の事業費がかかり、35%の負担金は大変厳しい状況です。

重複しますが、ぜひ10%ぐらいの引下げを検討いただければと思いますが、今一度答弁をお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうから答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今ほど山本議員から御質問がありましたように、農家の高齢化、また農業に係る資材等の高騰、そのほかの農地・農業用施設の修繕とか、改修に係る工事の費用なども最近増えております。それは十分把握、こちらでは承知いたしております。農家の負担が増えておることも十分理解しておりますので、県内の市町の状況、また農地・農業用施設を今後維持管理していく際の受益と負担のバランスを十分に考慮して、今後、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○5番（山本博士君）

了解。

○議長（程内 覺君）

質問3については了承ですか。

○5番（山本博士君）

はい。

○議長（程内 覺君）

続きまして、質問4の質問をしてください。

○5番（山本博士君）

質問4、障がい者の自立支援について。

国におきましては、障がい者の自立支援に力を入れているところだと思いますが、鬼北町の障がい者自立支援について問う。

（1）鬼北町においては、どのような取組をされているのか伺う。

（2）障がい者の正職員の雇用率、また非正規職員は何%か伺う。

（3）採用の際、障がい者枠などは設けていないのか、設けていないのであれば、今後、障がい者枠を設ける考えはないか伺う。

○議長（程内 覺君）

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第4番目の障がい者の自立支援についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の鬼北町の取組についての御質問ですが、障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成17年に制定された、障害者自立支援法により、障がいのある人が利用できるサービスが充実し、それを市町が一元的に提供をする仕組みができました。現在は、障害者総合支援法に名称が改正され、希望する生活を実現するための支援体制の整備や支援の強化が図られているところであります。

障がいのある人の自立を支援する事業所への取組といたしましては、本町においては、社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等の整備費等を補助する社会福祉施設等施設整備費補助金について、設置者が提出する協議書に併せ、当該施設整備の必要性や緊急性、設置者の適性等を記載した意見書を付しており、新規でサービスの提供を行う事業所や、既にサービス提供を行っている事業所等に対し、利用者のニーズに沿った施設の環境整備が図られるよう積極的に協力いたしております。

また、障がいのある人の自立を支援する施策といたしましては、大きく分けて、障害福祉サービスと地域生活支援事業があります。障害福祉サービスには、訪問系、日中活動系、住宅系の各種サービスがあり、障がい児を含め、個々の状況と希望に応じて、サービスを組み合わせて選択することができ、その利用計画の作成や見直しを行う計画相談支援を受けることができます。

「訪問系」には、暮らし慣れた自宅での生活を支援する居宅介護事業や、視覚障がい者の移動援護などを行う「同行援護事業」、「日中活動系」には、自宅で生活しながら、短期間、施設に入所する「短期入所事業」や、働く場を提供する「就労継続支援事業」、「住居系」には、主に夜間の日常生活支援を行う「施設入所支援事業」や、共同生活を行う住居で相談や、日常生活上の援助を行う「共同生活援助事業」などがあります。

また、障がい児の通所支援といたしましては、小学校入学前まで利用できる「児童発達支援事業」や、入学後から高校卒業時まで利用できる「放課後等デイサービス事業」などがあります。

このほか、障がいのある人が日常生活を送る上で必要な支援として、また、障がい児の育成について支援することを目的として、身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、補装具費を支給し、障がいの治療にかかる医療費に対しては、自己負担を軽減するため、自立支援医療費の給付を行っております。

なお、令和5年度におきましては、延べ約3,300人の方々の利用を見込んで、障害者自立支援給付費として、当初予算に約3億5,000万円の予算を計上し、障がいのある人の自立を支援いたしております。

また、市町の状況に応じて柔軟に実施できる鬼北町の地域生活支援事業といたしましては、障がい者やその家族などからの相談に応じ、地域における生活を支援する障害者相談支援事業、聴覚や音声・言語機能に障がいのある人などに対して派遣する手話通訳者派遣事業、それから日常必要となる用具の購入費用助成を行う日常生活用具給付等事業、さらに、活動場所を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行う日中一時支援事業などのほかに、自動車免許取得事業、自動車改造助成事業、障害者訪問入浴事業に取り組んでおり、今後とも相談支援事業所等の関係機関と情報共有を行い、連携を図りながら障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、障がい者の正職員の雇用率、また、非正規職員は何%かの御質問にお答えをいたします。

まず、障がい者の雇用率については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年、所定の算定方式に従い、実雇用率を算定し、厚生労働省愛媛労働局へ報告することになっております。この算定方式については、正職員と非正規職員を合わせた職員数で全体の雇用率を算出するものでありまして、そちらの雇用率で御説明しますので、御了承ください。

鬼北町の実雇用率は、直近の数値が令和5年6月1日現在で3.11%。1年前の令和4年6月1日現在で3.39%となっております。なお、鬼北町においては、現在のところ、障がい者の雇用は非正規職員のみとなっており、正規職員の雇用はありません。ちなみに、国が定める法定雇用率は、令和5年度が2.6%、令和6年度が2.8%、令和8年度から3.0%となっており、鬼北町は、5年度、6年度ともにその法定雇用率をクリアしております。また、愛媛労働局におきましては、公的機関や民間企業などにおける障害者雇用の状況の集計結果を毎年12月頃に公表しておりますが、昨年度の3.39%という率は、県下20市町の中で、最も高い雇用率となっております。

次に、3点目の採用の際、障がい者枠などを設けていないのか、設けていないのであれば、今後、障がい者枠を設ける考えはないかとの御質問にお答えをいたします。

まず、今年度における職員採用試験の状況について、特別に障がい者枠を設けての試験は実施しておりません。ただし、平成27年度には、障がい者を対象とした正規職員一般事務の採用試験を実施し、平成28年度から1名を採用いたしました。本人の都合により、半年ほどで退職されております。また、令和2年度には、障がい者を対象とした会計年度職員の採用試験を実施いたしまして、令和3年度から3名の障がい者を雇用いたしております。

現在は、国が定める障がい者の法定雇用率を満たしている状況ではありますが、今後においても、障がい者の活躍を推進する体制整備について取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、山本博士議員の第4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問4、（1）について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

大変多くのサービスが提供されているなというふう感じておりましたが、町内外の企業などに紹介はされていないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

ただいま一般企業へという紹介などという御質問だったかと思えます。現在一般企業へ町から紹介するといった直接的なつながりは行っておりません。福祉サービスを利用した継続的な支援ということを行いながら、南予地域の就労支援ネットワーク連絡会などに直接一般企業の話や個別相談という形で聞くことができる機会を紹介することもありますし、また、具体的な取組として、特別支援学校などで行われる進路学習会、こちらのほうに職員が参加しまして、本町の出身者とその保護者との面談を通じて、御本人の希望を聞きながら就労等に関する助言をさせていただくと、そういった機会を年に二、三回持たせていただいております。

また、本庁の相談窓口においても、障害者手帳の交付時、それから、ほかの福祉相談時などに就労について相談を受けることがあります。まずは、本人さんの御希望を伺いながら、障がい者の就業を生活支援センターへつないで、一般就労に向けたお手伝いをさせていただいたり、福祉的就労に向けての処理を行ったりしております。

今後も福祉的就労の充実と一般就労の障がい者枠雇用が町内においても増えるよう、ハローワークと連携しながら啓発していきたいと考えております。

以上です。

○5番（山本博士君）

先ほど障がい者雇用の役場の関係をちょっと聞いたと思うんですが、福祉センターひまわりとか、農業公社、そういったところは受入れ体制はあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

社会福祉協議会、それから農業公社ですけれども、障害者の雇用促進等に関する法律に基づいて雇用しなければならない企業というのに基準がありまして、民間企業の場合、43.5人以上の規模の企業というふうになっておりまして、お伺いしたところ、社会福祉協議会の職員26名、農業公社9名ということで、この法律には該当しないということで、特段そういう枠での採用とかはしていないというふうになっております。

以上です。

○5番（山本博士君）

国の基準には満たしていないということなのですが、町独自でそういうふうな雇用はできるのではないかと思うんですが、その辺、今一度お聞かせください。

○町長（兵頭誠亀君）

令和3年度に、これは（1）にはなしに、（3）になるかもしれませんが、令和3年度に3名の雇用をしたときに、副町長、町長等で話したことが、障がい者にも役場といいますか、行政サービスとしてできる部分というのは、今まではデスクワークが多かったんですけども、やはり心に障がいとか、脳に障がいがあるとか、そういう場合に、できる限りというようなところ、作業等についてはないんやろかということを探して、そこをクリアしていかなかったら、国の基準以上になるということよりも、町内にいらっしゃる障がい者の方々のその気持ちといいますか、そこらはどんどん酌んであげるような形のものをつくっていかなかったら、真の障がい者雇用の努力というものにはならんのではないやろうかというところで、試験的ではあるんですけども、デスクワーク以外にも、令和3年度には、今チャレンジしていただいとるという状況がありますので、そこら辺りは御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○5番（山本博士君）

すみません。ちょっと前後するんですが、大変多くのサービスがされているということで、この周知は、きちんと障がい者の保護者なり、障がい者自身なり、徹底されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

まず、障がいをお持ちになられた方が、手帳などを申請に町の窓口のほうに来られます。そういったときに、こういった障害福祉サービスについては、一通りの説明をさせていただいており、今後、こういったサービスを使いながら自立に向けた生活をしていくのか、そういったことを直接お話しする例もありますし、もしくは地域のほうで計画相談支援事業をなどに取り組んでいる事業者さんから、そういった方を紹介いただきまして、一緒に連携しながら福祉サービスをどういうふうに使っていくか、そういったことについて相談をさせていただくようにしております。

また、今、保健福祉課のほうで鬼北町における障がい児を支える仕組みの社会資源

の一覧でありますとか、鬼北町におけるライフステージごとの障がい児・障がい者を支える仕組み、こちらも社会資源の一覧といったものを子育てブックのほうに掲載するような今準備をしております。こちらのほうができたら、また、こういったものを配布などを通じて啓発活動に努めていきたいと考えております。

○5番（山本博士君）

できれば冊子か何かで、そういうふうなサービスに関しての資料をぜひ提供していただきたいと思うのですが、その辺、お考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民課長が答弁をいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

相談窓口に来られた方に関しましては、そういった冊子をお配りすることも可能だと考えております。ただ、内容的に非常にボリュームが多くて、冊子にしてもちょっとごついものがありますので、ちょっと回覧とか、全戸配布ということになると、ちょっと検討させていただいたらと思います。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○5番（山本博士君）

了解です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問4の（2）について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問4の（3）について再質問はありますか。

○5番（山本博士君）

ある市町では、障がい者を採用する際、健常者よりも合格ラインを低く設定されていると聞いたのですが、鬼北町においても、そういった制度を設け、障がい者の受入れ体制を整えていく考えはないか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

障がい者枠の試験を実施し、合格基準点を別枠で設けてというお話だったかと思う

んですが、そういった市町があるというのは、私のほうも把握をしております、規模の大きな町というふうに承知しておるんですが、鬼北町のような小さな町の場合、1人の職員が持つ事務というのは、非常に多種にわたりますので、この仕事だけをしていただくといったことは、なかなか難しいという実情がございます。

障がい者枠を設けて雇用することは大切なことでして、以前、先ほど町長の答弁にもありましたが、平成27年度に障がい者枠で募集をかけて、実際そのときの試験では、合格基準点を下げて試験を行いました。28年から採用したわけなんですけれども、一番大事といいますか、住民の方とのコミュニケーション、あるいは職員とのコミュニケーションがなかなか取りづらいということで、御本人さんが退職されたという事情もありまして、今後、障がい者枠で募集をかける場合は、基準点を下げるのか、あるいはどういった仕事をしていただくのか。そういったことについては、より慎重に検討する必要があると考えておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○5番（山本博士君）

この障害者自立支援の一般質問は、障がいを持っている町民の方からお手紙を頂いたのがきっかけでした。私の孫もダウン症です。今は、おかげさまで、小学校に元気で通学しています。本当にいとoshii孫です。

しかし、将来を考えると、大変心配です。私も障がい者に優しいまちづくりとは何か。この子にとって生きる喜びとは。自問自答しているところです。

ぜひ、鬼北町も障がい者に優しいまちづくりを考えていただければと思っています。町長のお考えを伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

今の行政としての障害者福祉政策について、まだまだ将来的には不安があるのではないかなというところではありますので、そこだけで言えば、十分今の御質問等の内容についても把握をしておるつもりであります。

普通の行政サービスと違うのは、障害者福祉の部門というのが、1つの行政枠では行かないケースが多々あって、特に鬼北町の場合は、名前を申し上げますと、旭川荘さん、それから、ミモザさん、そういうふうな大きい施設については、他市町からも多く障がい者の方が通っていらっしゃる、そういう状況というものの中に立地をしている町として、しっかりと障害者福祉というものを、ほかの町以上に把握をし、また職員がその中身というものを把握しながら、ほかの町にないような新しい策というものを展開できればいいかなと思っております。

この雇用1つについても、先ほど申し上げましたように、御本人があまり必要以上に配慮をし過ぎて、御本人が苦しむ場合もあろうかと思しますので、そこら辺りも十分協議・検討しながら、一番その方といいますか、それぞれの対象の働きたいと言われる方にとって、一番いい方法というものを探っていくことも必要なんじゃないかなというふうに思っておりますので、その考え方だけ御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問はありますか。

○5番（山本博士君）

了解いたしました。

○議長（程内 覺君）

これで山本博士議員の質問を終わります。

町長から、先ほどの末廣議員の質問に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長から答弁をさせていただきます。

○危機管理課長（芝 達雄君）

先ほど末廣議員のほうから質問のありました、備蓄品に関する件についてお答えがまだでしたので、この場を借りまして回答させていただきます。

備蓄品の在庫状況ですが、衛生用品に関する生理用品が約700枚、それからマスクが100枚、それから紙オムツが100枚、それから尿取りマットも約100枚です。そのうち、先ほど説明した生理用品について、ほかの枚数と開きがありますが、これは当町が整備したものではなくて、日本赤十字社から寄附を頂いてるものですから、数の調整ができませんでしたので、差が大きくなっております。

なお、今説明した数量については、各公民館の物品倉庫、それから総合公園の物品倉庫に保管をしております。

なお、総合公園のほうについては、先ほどマスク100枚ということでしたが、総合公園については300枚、保管しております。

以上で回答を終わります。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○11番（末廣 啓君）

了解しました。

○議長（程内 覺君）

次に、3番、高橋聖子議員の一般質問を一問一答方式で行います。

高橋議員は質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

高橋議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（高橋聖子君）

議席番号3番、高橋聖子です。

先に通告しましたとおり、質問させていただきます。

質問1、がん検診、治療に関する町の取組について質問します。

がんは近年、早期発見、早期治療により、治る病気となってきています。そのための定期的な検診、予防、治療に取り組めるよう助成金について、町の取組をお伺いします。

- (1) がん検診の受診状況を伺う。
- (2) 個人、集団検診の自己負担を伺う。
- (3) がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入助成金について、町の取組を伺う。
- (4) 若年がん患者在宅療養支援について伺う。

○議長（程内 覺君）

答弁求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、高橋聖子議員のがん検診、治療に関する町の取組についての御質問にお答えをいたします。

現在、我が国のがんによる死亡者数は、年間37万人を超え、死亡原因の第1位となっていますが、診断と治療の進歩により、一部のがんでは、早期発見、早期治療が可能となりつつあります。

がん検診の最大のメリットは、早期発見、早期治療による救命であります。症状が出てから病院を受診した場合には、がんが進行していることが多くありますが、がん検診は、症状のない健常者を対象にしていることから、早いうちのがんを発見することができます。

本町におきましては、各種がん検診は、町内各地区ごとに行っておりますが、健康診査と一緒に受診することによって、より疾病の予防や早期発見が見込めることから、総合健診を基本スタイルとして実施し、がん検診の結果、要精密検査と判定された方

に対し、精密検査の重要性を説明した上で、的確な受診が確保されるよう、医療機関への受診指導を強力に推進しております。

まず、1点目のがん検診の受診状況を問うとの御質問ですが、愛媛県から公表されている国民健康保険被保険者のがん検診の令和3年度受診率実績によりますと、本町の受診率は、胃がん検診25.6%、愛媛県下第1位。大腸がん検診33.8%、県下第2位。肺がん検診31.9%、県下第1位。乳がん検診37.5%、県下第2位。子宮頸がん検診19.3%、県下第8位の受診状況であります。

次に、2点目の個人、集団検診の自己負担を問うとの御質問ですが、個別検診においては、子宮頸がん検診を実施しており、節目年齢検診者については、無料ですが、その他の者については、自己負担1,500円を頂いております。

また、集団検診の胃がんバリウム検診、大腸がん検診、乳がんのマンモグラフィ検診、子宮頸がん検診においては、節目年齢検診者・国保加入者・後期高齢者・生活保護受給者については、無料で実施しておりますが、社会保険加入者については、それぞれ500円から1,000円の自己負担金を徴収しております。

そのほか、肺がんのCR検診については、全員無料とし、肺がんCT検診については、国保加入者・後期高齢者を無料とし、その他の者については、自己負担2,000円、乳がんエコー検診については、一律自己負担1,200円を徴収し、がん検診事業を円滑に運用しております。

次に、3点目のがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成について町の取組を問うとの御質問ですが、本町には、現在のところ、高橋議員御質問の購入費助成は行っておりません。

しかしながら、医療技術が進み、通院治療をしながら仕事を続ける患者さんが増える中、がん治療を伴う脱毛といった外見の変化に対するケアを通じ、がん患者さんの療養生活の質の向上と社会参加を支援することは必要不可欠であると考えております。私自身、数か月前に関連した新聞報道を切り抜き、担当課に検討、指示をしていたところでありまして、令和6年度からの助成制度実施に向け、助成の対象品と金額等について、検討・協議を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

最後に、4点目の若年がん患者在宅療養支援について問うとの御質問ですが、若年のがん患者が住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、在宅での療養に対して支援を行うことにより、患者やその家族の負担の軽減を図るため、令和2年4月1日付で、「鬼北町若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付要綱」を制定いたしてお

ります。

事業内容といたしましては、町内に住所を有し、がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者で、支援事業の利用申請時に20歳以上40歳未満の方、または18歳以上20歳未満の方で、小児慢性特定疾病医療費助成等の他の支援・助成制度を受けていない方を対象とし、介護保険法の規定に基づく訪問介護・訪問入浴介護の訪問サービス、福祉用具貸与、福祉用具購入の居宅サービスを対象といたしております。助成の額は、利用料の9割に相当する額で、利用料の上限額は、1人当たり月額6万円となっておりますが、現在のところ申請の実績はございません。

以上で、高橋聖子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（2）について質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

今ほど町内での検診に対する助成金のことを考えてくださっていることをお伺いしました。中でも、若い方の受診率が仕事の関係もあるでしょうが、低いように思われます。若い方のほうが進行が早くなるので、何か特別な助成金を設けるとか、若い人の負担を減らすための助成を設けるとか、受けやすくなるような日曜日・休日・夜間の受診ができるか、その辺りのことをお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

ただいまの御質問ですけど、鬼北町におきましては、国が定めております、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づきまして、がん検診等を実施いたしております。

町が、実施しているがん検診でございますけど、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん等につきましては、40歳以上の方が対象となっております。また、乳がんにつきましては、20歳から39歳の方、そして子宮頸がんにつきましては、20歳以上の方を対象として検診のほうを実施いたしております。

検診の受診率向上の方策といたしましては、町内各地の細部にわたりまして、検診

会場を設置して受診率向上に努めております。また、どうしてもお仕事等で平日休みが取れなくて、なかなか受診ができないといった方々につきましては、日曜健診という検診日の環境整備等も行って、併せまして、受診率向上に努めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありがとうございます。例えばと申しますか、子宮がんとか、乳がんのマンモグラフィとかいうのは、集団検診よりもちょっと個人でかかりつけの病院に行きたいとかいうような方が、女性なら多分いらっしゃると思うんですけど、個別に検診を受けられた方に対する助成金というのは設けられていないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長が答弁をいたします。

○保健介護課長（那須周造君）

個別検診につきましては、鬼北町では子宮頸がんのみ実施をいたしております。料金につきましては、節目検診が無料で、その他の方につきましては、1,500円というふうになっております。

国が推し進める5つのがんには、今言いましたように、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、子宮がんですかね。5つが、国が検診をなさいと推奨するがんでございますけど、この5つのがんにつきましては、近隣町村で言いますと、宇和島市が令和5年度から受診料を無料にいたしております。その他、松野町、愛南町につきましては、数年前から無料にしているということでございまして、鬼北町においても、そういった現状に鑑みまして、現在令和6年度からの実施にはなるかと思うんですけど、受診率向上に直結するとは言いがたいんですけど、確実にその方の経済的な負担は軽減できるのではなかろうかということで、その5大検診につきましては、無料化にしたいというような方向性で現在検討を行っております。

また、検診のメニューにつきましても、肺がんのエックス線写真とか、肺がんCT、2種類を行っているわけなんですけど、数年前にエネサブという新たな検診方法が見つかりまして、それですと、小さいがん細胞が肋骨とかに隠れてなかなか発見できないものも、その肋骨をのけて検診ができるというような画期的な方法が見つかりましたので、できれば令和6年度からCTと従来のエックス線に代わる方法として、それ

もやっていきたいと思えますし、あと、また骨粗しょう症ですかね。そういった新たな必要不可欠であるような検診についても導入を図っていきたいというふうなことで、今、課内で検討いたしておりますので、ぜひとも皆さんに御利用していただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、無料にしたからといって、必ずしも受診率が上がるかと思いませんけど、いずれにいたしましても、鬼北町の住民の皆さんは、先ほど検診率第1位から第2位、3位ということで、非常に高い値で推移しておりますけど、いずれ、とりもなおさず、やっぱり住民の方々の健康に対する意識が高いということなので、その点も、今後維持できるように勸奨等について、更なる努力をしていきたいと思えますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、高橋議員、質問1の（3）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（4）について再質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

総括的な質問にはなりますが、がん患者が前向きに治療集中できるように、小さい町だからこそできる、患者に寄り添ったきめ細やかな施策をこれからも考えていただけるように、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

私は、やはり一昨年ですか。国民健康保険の特別会計の保険料を下げたことは、やっぱり受診率が高いのには、つながるとるのは間違いないと思っています。ですから、そういう部分で、行政サービスを展開といいますか、町民の方々の努力によって国保の料金が下げられたという、本当に税金を使わなくても、そういうふうなことができるということありまして、その1つのですね、追加措置というか、付加価値として、実際に患者として、がんになられた方が再起を受けるときにはですね。やっぱり

アピランスとして、しっかりとケアをしていくというのが、今から先、社会進出としてもですね。女性に限らず、男性の方もですね。そういうことが必要なんじゃないかなと私は思っています。

以上です。

○議長（程内 覺君）

質問はありますか。

○3番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

これで高橋聖子議員の質問を終わります。

次に、2番、兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は、質問席へ移動してください。

時間はただいまから60分の予定です。

兵頭議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

議席ナンバー2番、先に通告のとおり質問いたします。

質問1、水道料金について。

水道事業において、過去に4回、一般質問を行っていますが、水道料金の高い理由の回答にはなっていないと思われますので、次について問います。

（1）令和5年6月の町議会定例会で、資本金を取り崩して使用できないか質問を行ったが、現金の裏づけがないものであるため工事費に充てられないとの回答があったが、資本金は何のために必要なのかを伺う。

（2）未処分利益剰余金、現金だと解釈していますが、書類上の数字だけなのかを伺います。

（3）町民の方々は、水道料金の高いのは、設備が老朽化しているから、取り替え時に費用が多く要るから積み立てていると解釈されていますが、今年5億860万円の企業債を計上されていますが、これをどう理解していいのか伺います。

（4）水道事業会計決算書で、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填したとありますが、この資金は、決算書の中でどのように判断すればよいか伺います。

（5）鬼北町の水道料金は口径13ミリで、基本料金は1,870円ですが、この最低料金の世帯数を伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第1番目の水道事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の令和5年6月町議会定例会で、資本金を取り崩して使用できないか質問を行ったが、現金の裏づけがないものであるため工事費には充てられないと回答があったが、資本金は何のために必要なのか問うとの御質問ですが、鬼北町水道事業会計決算書に計上されております資本金につきましては、剰余金を資本化することにより資金の流出を防ぎ、施設の長期安定性を確保し、住民への継続的なサービスを提供を図る目的をもって組み入れられたものであります。

次に、2点目の未処分利益剰余金は現金だと解釈しているが、書類上の数字だけなのか問うとの御質問ですが、未処分利益剰余金につきましては、今回の議会定例会において、決算認定をいただいた後、令和4年度決算書10ページに記載しておりますとおり、処分をする予定にいたしております。

次に、3点目の町民の方々は、水道料金の高いのは、設備が老朽化しているのも、取り換え時に費用が多く要るから積み立てていると解釈されているが、今年5億860万の企業債を計上するのは、どう理解していいのか問うとの御質問ですが、積立金につきましては、企業債償還の財源に充てるための減債積立金、建設改良工事に充てるための建設改良積立金を計上しております。令和5年度鬼北町水道事業会計予算書に計上されております企業債5億860万円につきましては、電気計装設備更新工事・配水管布設替工事に係る事業費のうち、国庫補助金を充て、なお不足する費用についての財源として計上しております。

次に、4点目の水道事業会計決算書で、過年度分損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填したとあるが、この資金は、決算書中でどのように判断すればよいのか問うとの御質問ですが、令和4年度決算書の損益勘定留保資金の内訳につきましては、減価償却費、資産減耗費の合計から長期前受金戻入を差し引いた額となっております。過年度分はございません。

次に、5点目の鬼北町の水道料金は口径13ミリで、基本料金1,870円だが、この最低料金の世帯数を問うとの御質問ですが、令和4年度決算において、5万5,917件の調定件数のうち、2万93件、35.9%が基本料金となっております。

以上で、兵頭稔議員の第1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問1、（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

資本金の関係なんですけど、この資本金は、毎年、議会にかけまして、自己資本金のほうに編入という、組み入れという欄があります。その中で、入っているものと解釈しておりますが、平成17年からずっと見ますと、平成24年までは、大体1,000万から四、五千万の組み入れをしてあります。25年、26年、27年と組み入れがなくて、28年に1億5,674万6,726円の組み入れがあります。その後、また29年、30年と組み入れがないです。令和1年に7億6,271万4,101円という金額入っております。令和2年は8,000万、令和3年は8,168万6,697円と入っておりますが、これが資本金と解釈してよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの兵頭議員の御質問でございますが、今ほど平成26年度から自己資本への組み入れがなくなったというふうに言われましたが、この点につきましては、会計基準がここで変わりました、新会計基準におきましては、それまで自己資本金の組み入れをそのまま自動的に行っていたものが、会計基準の中では、利益剰余金の中にその自己資本に組み入れるものがプールされるような状態となっております。

そうしましたところ、自己資本金には、26年度新会計になった時点では、組み入れが行われません。そして、今ほど言われましたように、25年度から26年度に、いきなり4,000万近く利益剰余金が増えましたが、これにつきましては、会計基準の見直しによりまして、発生いたします未処分利益剰余金の事業年度中の変動額、それが3億7,696万5,751円ございます。これは、その当時の決算書にもその名目で記されておりますが、それが組み入れたことによりまして、利益剰余金の合計が増えております。

したがって、その年度から自己資本への組み入れはしておりませんが、平成28年に1億5,674万6,726円、これにつきましては、下鍵山簡易水道を統合いたしました。下鍵山簡易水道を統合したときの資本、これにつきましては新たな資本、財産ということですので、これを自己資本のほうに組み入れて計上しております。

議員、今質問がございましたように、その後、29年、30年度も自己資本の組み入れはしておりません。

令和元年に、自己資本7億6,271万4,101円の金額を組み入れておりますが、これにつきましては、前もって議員にお渡しいたしております表を見ていただいたら

分かるように、利益剰余金が自己資本金に組み入れないために行き場がないといえますか、補填財源に使った金額がそのまま利益剰余金のほうに残る形になっております。それは毎回申し上げますが、補填財源に使用済みの額でありまして、それが未処分利益剰余金に残る形になっておりますので、実際使われない金額というものが、ずんずん利益剰余金のほうに貯まってきます。

これにつきましては、決算上、見た目に、見た目と申しますか、利益剰余金ということで、さすがにその利益という文字がつきますので、一般の方は利益が貯まるとかのかなというふうに理解される方もおいでになられると思いますので、これにつきましては、議会の議決をいただきまして、自己資本金のほうに組み替えました。

そしたら自己資本のほうで、今度はずんずん貯まっていきますので、その資本金はどうするかという話になるんですけど。今申し上げたように、使用済みの金額については、どこかに計上しなければならないと思います。ただ、平成元年からの会計上の処理といたしましては、利益剰余金に計上するよりかは、資本金のほうに組み入れたほうが、決算上、見やすいのではないかとということで、そういう処理をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○2番（兵頭 稔君）

今ほどの説明なんですけど、平成24年に鬼北町水道事業の剰余金の処分に関する条例というのができとるんですよ。その4項かな、2条の4項で、減額積立金と建設改良積立金の金額を、翌年、議会にかけまして、その金額を自己資本に入れますというふうにはなっていますけど、私ちょっと見たところによると、平成26年は、減額積立金は1,570万、建設改良積立金は3,626万4円、その翌年の27年は1,570万、建設改良積立金が3億6,260万ということになってまして、それ合計しても15億6,000万にはならないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどう解釈したらよろしいんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

今ほどの兵頭議員の御質問でございますが、兵頭議員のほうにですね。うちの担当のほうから事前にお渡ししました資料につきましては、単年度のコスト額となっております。自己資本の組入額をその年度に組み入れた額を計上しておりますので、これが積み立てられたということにはなっておりません。

今ほどの質問でございますが、自己資本金に組み入れる前に、組み入れということと、その積立てということは、ちょっと似たようなニュアンスなんですけど、全然違いまして、あくまでも積立てというのは、当年度で出てきました利益なり何なりを、純利益がありますが、4年度につきましては6,000万とありますが、それ以下に抑えて積み立てます。

自己資本の組み入れと申しますのは、その積み立てておりました中の積立金を補填財源に充てた金額分について自己資本金に組み入れるという形になっておりますので、必ずしも積立金イコール自己資本金への組み入れがイコールとはなっておりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、兵頭議員の質問1の（2）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほど補助金をもらって、あと足りない分を企業債で5億860万円という回答があったんですが、ということは、企業債をこれ国の補助金を差し引いて5億860万円の借入れということで解釈してよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

そのとおりであります。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1、（4）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

いえ、ないです。

○議長（程内 覺君）

質問1の（5）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

先ほどの回答で、1,870円の方は35.9%ということなんですが、これ8立方メートルの水を一月に使ってないということなんですよね。だから8立方メートルが1,870円なんだから、35.9%で約36%なんですが、この方たちは高い水道料金を払っているんじゃないかなと思うんですけど、それはどうお考えになりますか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁をいたします。

○水道課長（上田 司君）

ただいまの兵頭議員の御質問でございますが、基本料金、当町におきましては、8トンまでとなっておりますが、今回につきましては、基本料金ということで、8トン未満の調定件数を計上したわけですが、この中で、そしたら0トンは幾らなんだとか、8トン、ぎりぎり使っているのが何ぼとかいうまでは調べておりませんので分かりませんが、例えば1トンでも多くなれば、追加料金が増えているわけでございますが、全体的に見たら、基本料金が35.9というのは、料金的に兵頭議員は料金が高いというふうな方向性で質問をされておりますが、この数字を見ますと、36%近くの2万件は、基本料金で済んでいるという見方も逆にできるんじゃないかなと私は思います。

今言われたように、20立方、30立方を使っている方の料金につきましては、それぞれ条例でも明記しておりますように、その使用水量ごとに追加料金を設定しておりますので、使用料が多い方には、それなりの追加料金を増やしたというふうな感じで、当町のほうは料金の設定をしております。

ちなみに、資料といたしまして、議員のほうからは、1,870円の御質問がありましたので、合わせて1,871円から2,999円、これについて調べましたら、これにつきましては、7,679件ございます。3,000円から4,999円、これにつきましては1万2,263件で、5,000円以上が1万5,513件となっておりますので、参考にさせていただいたらと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

私は何でこの1,870円の質問したかといいますのは、全然家で食事もしていない人とか、風呂も入らないとかいう人の関係の人も、1,870円を払っていると思うんですよ。水道法でいうと、5リットルから10リットルまでで基本料金を定めなさいという法律があるんで、5リットルぐらいを使った方は、鬼北町はそういうお年を召した方がたくさんいるんで、もうちょっと料金を5リットルから設定して、8リットル使った人は1,870円でもいいんですけど、5リットルから使った人は1,500円ぐらいから1,870円になるように、その間の数量を考えていって、少しでも負担を軽くできるような方法があればなと思って提案しただけです。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁要りますか。今の質問。

○2番（兵頭 稔君）

要りません。考えてもらった方がいいです。

○議長（程内 覺君）

要りませんか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問1については終了します。

続いて、兵頭議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（兵頭 稔君）

質問2、近永駅周辺賑わい創出事業について質問します。

近永駅周辺賑わい創出事業の1つとして、近永駅周辺の土地を購入して事業を進めています。これらについて次のとおり問います。

（1）本年4月21日、地域公共交通の再編に向けた関連法が成立し、国及びJRは、国主導の協議会を通じて地方鉄道の廃止、存続及び鉄道以外の手段の方法を議論する計画です。現在、輸送密度1日1,000人未満の予土線は、どのような枠組みで協議しているのか。また、今後どのような方法で町民と協議していくのかを伺う。

（2）現在、近永駅の乗降人員は、1日200人に満たないと思われませんが、近永駅利用者増の取組をどのように実施していくのか。また、近永駅建て替え事業の計画を伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の第2番目の近永駅周辺賑わい創出事業についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の国及びJRが、国主導の協議会を通じて地方鉄道の廃止、存続及び鉄道以外の手段の方法を議論する計画であるが、予土線はどのような枠組みで協議をしているのか。また、今後どのような方法で町民と協議していくのか問うとの御質問であります。御承知のとおり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が、今年4月21日に参議院で可決、同月28日に公布され、ローカル鉄道の再構築に関しては、国は地方公共団体、または鉄道事業者の要請に基づき、再構築に関する方針協議を行うための協議会、いわゆる再構築協議会を組織する旨、新たに規定がされたほか、8月31日告示の地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針では、再構築協議会における協議の対象となる区間として、当面、旅客輸送密度1,000人未満の区間を中心に、早急な改善が求められる区間を優先する旨が示されたところであります。

予土線につきましても、再構築協議会における協議対象の路線になると考えているところでありますが、当改正法につきましても、10月1日の施行であり、改正法が予定する再構築協議、また、再構築協議会の設置に係る国への要請等について、鉄道事業者や沿線自治体と、これまでに協議、検討を行ったことはありません。

今後、県や沿線市町を交えた中、再構築協議会の場や協議の枠組みについて検討するとともに、沿線住民や地域公共交通の利用者、特に学生や高齢者、障がい者など、交通手段の再構築に、より大きな影響を受ける方について、再構築における意見ヒアリングや、別途説明会を行うなど、地域の実情に応じて、丁寧な説明に努めるよう対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の近永駅利用者増の取組をどのように実施していくのか。また、近永駅建て替え事業の計画を問うとの御質問であります。令和元年度に近永駅周辺賑わい創出プロジェクトを立ち上げて以降、近永駅の乗降客数や利用者の多くは北宇和高校生であり、北宇和高校をしっかりと守っていくという施策を展開するとともに、交流拠点施設を兼ねた駅舎建築の検討や、近永駅周辺の拠点施設整備による交流人口、駅利用者の拡大に向けた取組など、駅舎活用や予土線の利用促進、高校魅力化、近永駅周辺の賑わい創出について、これまでも常に議論・検討し、取り組んできたことは、議員も御承知のことと思います。

コロナ禍における行動制限が緩和された中、今年3月には、ひな祭りイベント、7

月には夏祭りに併せて、近永駅前マルシェを開催し、クーポン券の発行により、大勢の方が予土線を利用し、イベントに御参加いただくなど、予土線の利用促進と近永駅周辺の賑わい創出に努めているところであり、今後も地域や商工会、北宇和高校など、産官学が連携し、近永駅利用者の拡大に向けた取り組みに努めていきたいと考えております。

また、近永駅の改修につきましては、6月8日に開催いたしました、近永駅周辺賑わい創出におけるシンポジウム、「チカナガ夢シンポ」におきまして、老朽化による防災上の観点や利便性の向上だけでなく、賑わいを創出する拠点としても、駅舎改修は必要であり、改修事業を前に進めてまいりたいと考えております。

改修内容につきましては、これまで検討してきた改修案にこだわらず、改めて検討させていただきたい旨、シンポジウムにおいて、町民の方々の前で御説明し、また、先の定例会後にお時間をいただき、議員の皆様にも御報告をさせていただいたところでもあります。

6月の御報告以降、これまでに改修事業における概要や方向性など、具体的に定まった部分はありませんが、議員の皆様や関係者の皆様の御意見も伺いつつ、事業内容を検討した上で、方向性をお示ししたいと考えておりますので、引き続き、御協力をお願いするとともに、当事業につきまして、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上で、兵頭稔議員の第2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、質問2の（1）について再質問はありますか。

○2番（兵頭 稔君）

具体的な説明がなかったんですけど、実際に廃止するとか、バスに転換するというふうになってきたときには、町としては、具体的にどういうふうにしたいかという考えがあったらお聞かせください。

○町長（兵頭誠亀君）

議員にそういうことを言われるのは、本当に寂しい限りでありまして、私は実際、そういうことは考えておりません。

以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、（１）についてはありませんか。

○２番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問２の（２）について再質問はありますか。

○２番（兵頭 稔君）

今現在、駅の土地を購入とか、前回の建物の設計費用とかいうのをかなり使ってますので、早急に新しい方法を検討して、どうしたいか。とにかく早くしたほうが路線の廃止に伴うことも言うてこなくなるんじゃないかなと思いますので、その辺も考えてやっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁よろしいですか。

○２番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

これで兵頭稔議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を１４時４５分とします。

休憩 午後 ２時３３分

再開 午後 ２時４５分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、議案第５７号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第57号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、選挙運動用自動車の使用やポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げがなされたため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第57号、鬼北町条例第24号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は1ページから2ページになります。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、選挙運動用自動車の使用やポスター等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げがなされたため、それに準じて条例の一部を改正するものでございます。

別紙資料として、新旧対照表及び変更箇所のみを抜き出しましたA4縦の1枚の議案第57号資料というのを用意しておりますので、併せてご覧ください。

新旧対照表で言いますと2ページになります。

第4条第2号アの改正につきましては、自動車借入れに係る1台当たりの限度額を傍線で示します、現行「1万5,800円」を「1万6,100円」とするものでございます。限度額が1万6,100円となりますので、選挙期間5日で8万500円が限度額となります。

続きまして、第4条第2号イの改正は、自動車の燃料の供給について、1日当たりの限度額を傍線で示します、現行「7,560円」を「7,700円」とするものであります。限度額としましては、単価7,700円×選挙期間5日間としますと、3万8,500円となります。

それから、新旧対照表3ページに参りまして、第8条の改正は、ビラの作成に係る1枚当たりの限度額を傍線で示します、「7円51銭」を「7円73銭」とするものであります。限度額としましては、7円73銭×町長選でありますと5,000枚で3万8,650円。町議選でありますと1,600枚ですので、1万2,361円が限度額となります。

同じく、3ページの第11条の改正は、選挙用ポスターの印刷費に係る1枚当たり

の限度額を傍線で示します、「525円6銭」を「541円31銭」とし、また企画費について「31万500円」を「31万6,250円」とするものであります。鬼北町の場合ですと、ポスター掲示場が99か所ありますので、計算いたしますと、1枚当たりの単価は、3,736円が限度額となります。

議案書2ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号、鬼北町議会議員及び鬼北町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号、宇和島地区広域事務組合同規約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第58号、宇和島地区広域事務組合同規約の変更について、提案理由

の説明をいたします。

介護保険事業に地方公営企業法第2条第2項の規定する財務規定等を適用することに伴い、組合同約の変更を行うため、議会の議決を求めるものであります。

変更する規約の内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、議案第58号、宇和島地区広域事務組合同約の変更について御説明いたします。

広域事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされており、同法第290条の規定により、協議については、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないことから提案をするものでございます。

まず、規約の変更に関する協議案につきまして御説明をいたしますので、4ページをお開きください。

地方自治法286条第1項の規定により、宇和島地区広域事務組合同約を次のとおり変更する。

- 1、規約の変更内容 別紙のとおり。
- 2、変更年月日 令和6年4月1日から施行する。

次に、1の規約変更の内容につきましては、1枚開けていただきまして、5ページをご覧ください。

宇和島地区広域事務組合同約の一部を改正する規約ですが、改正の内容につきましては、別途お配りをしております新旧対照表により御説明をいたします。

新旧対照表、左の現行の欄に掲げる規約につきまして、右の改正後の欄に掲げる規約のとおり改正をするものです。

改正内容につきましては、共同処理する事務、第3条の次に下線で示します条文について追加をするものでございます。

議案書5ページにお戻りください。

附則につきまして、この規約は、令和6年4月1日から施行するとするものです。

以上で議案第58号、宇和島地区広域事務組合同約の変更についての御説明といたします。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第58号、宇和島地区広域事務組合理約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第59号、工事請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第59号、工事請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事)について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 道の駅日吉夢産地改修工事(建築工事)。

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 2億3,958万円。

4、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛建設・イリテック特定建設工事共同企業体。代表者、愛媛建設株式会社代表取締役、坂本信哉で

あります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第59号、工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（建築工事））の締結について御説明いたします。

本契約に関する工事は、老朽化しております道の駅日吉夢産地の改修を行うものがあります。

工事内容は、主に本館、トイレ棟、アイスクリーム棟、屋外ステージなどの改修工事を行い、国道に面しております長屋門棟の撤去工事を行うものであります。なお、詳細につきましては、事前に配付しております図面をご覧ください。

今回の一般競争入札には、1社の参加がありました。入札参加資格要件は、2社による特定建設工事共同企業体とし、代表構成員は建設業法第3条に基づく建設工事のうち、建築工事業の許可を受けたもので、愛媛県内に本店を有し、経営事項審査を受け、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく建築工事業の格付がA等級のものであること。構成員は、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店、または営業所を有し、経営事項審査を受けているものであることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、8月25日付で同企業体と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は99.12%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○9番（福原良夫君）

これ、図面の分でお伺いしますけども、障がい者スペースの駐車場があります。それとバイクの駐車場、今回特別設けています。これ、屋根はつけるようになってったんですか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長から説明をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

バイク駐車スペースと障がい者の駐車スペースには屋根はございません。

以上、回答いたします。

○議長（程内 覺君）

福原議員、よろしいですか。

○9番（福原良夫君）

バイクと障がい者は、たいがい高速道路等々も改修した後には屋根がついてますけども、あと、つける計画がないということですけども、つけたらと思うんですけども、ないですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長のほうが答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今回のバイクの駐車スペースにつきましては、屋外ステージの前に設置しております。そのほかの場所にバイクの駐車スペースを設けることが、敷地的に困難であったため、そういうふうな形を取らせていただいております。ですので、屋根の設置はしないということにしております。また、障がい者駐車スペースにつきましては、旧長屋門の跡にできます。ここにつきましても、進入路の確保など検討した結果、屋根をつけないということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号、工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（建築工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号、工事請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事))の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第60号、工事請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事))の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事)について請負契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的 道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事)

2、契約の方法 一般競争入札。

3、契約の金額 8,911万1,660円。

4、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良3217番地1。株式会社桐島電工。鬼北営業所所長、黒田勉であります。

なお、詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

議案第60号、工事請負契約(道の駅日吉夢産地改修工事(電気設備工事))の締結について御説明いたします。

本契約に関する工事は、老朽化しております道の駅日吉夢産地の改修を行うものであります。

工事内容は、主に本館棟改修工事に伴う電気の幹線、電灯、空調機器などの改修を行うものであります。

なお、詳細につきましては、先ほどご覧いただいた図面をご覧ください。

今回の一般競争入札には、1社の参加がありました。入札参加資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登録されたもののうち、建設業法第3条に基づく建設工事のう

ち、電気工事業の許可を受けたもので、愛媛県内に本店を有し、経営事項審査を受け、愛媛県建設工事請負業者選定要領に基づく電気工事業の格付がA等級のものであることとしております。

入札の結果、予定価格以下、調査基準価格以上の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、9月11日付で同社と仮契約を締結したものであります。なお、落札率は92.9%となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

これ、トイレなんかは電気がついてないんですけど、トイレと、あとアイス棟、その辺はどうなっとるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁をいたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

アイス棟、またトイレについても電気の改修を行います。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

ほか、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号、工事請負契約（道の駅日吉夢産地改修工事（電気設備工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号、工事変更請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第61号、工事変更請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和5年6月15日付、請負契約を締結した鬼北町書庫整備工事の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、工事名 鬼北町書庫整備工事。

2、契約の金額 変更前6,561万5,000円。変更後、6,716万2,000円。

3、契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地1。愛媛・スギモト特定建設工事共同企業体。代表者、愛媛建設株式会社代表取締役、坂本信哉であります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

議案第61号、工事変更請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結について御説明いたします。

今回の変更請負契約の変更内容について御説明いたします。事前に配付しております図面を併せてご覧ください。

主な変更点としまして、建築確認における消防署からの指導による非常用進入路の

追加と消火器の数の追加でございます。

当初は、倉庫ということで窓のない設計としておりましたが、消防署による審査におきまして、火災時に外部から侵入するための窓を設置する必要がある旨の指導がありましたので、近永保育所側の壁面に窓を追加して設置をしたものであります。また当初、書庫内に消火器を1本設置としておりましたが、消防署の指導により、もう1本追加をしております。

また、その他の変更といたしまして、認定こども園さくらを改修中に、近永保育所を仮園舎として使用することから、すぐ隣になりますので、工事中の騒音を少しでも軽減するために、建物を覆うシートを防音性のものに変更をいたしました。

以上の変更につきまして、消費税を含め、全体で154万7,000円の増額となっております。

以上で変更内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、工事変更請負契約（鬼北町書庫整備工事）の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会し、16日から18日までの3日間、休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会し、16日から18日までの3日間、休会することに決定しました。

なお、9月19日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会します。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午後 3時13分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（10番）

鬼北町議会議員（11番）